

会議録・令和5年12月11日第4回定例会（第1日目）

1. 招集の年月日 令和5年11月24日
2. 招集の場所 明和町議会議場
3. 開 会 12月11日 午前9時00分 議長宣告
4. 応 招 議 員 14名
 - 1番 宇 田 雅 行
 - 2番 中 井 啓 悟
 - 3番 田 邊 ひとみ
 - 5番 新 開 晶 子
 - 6番 江 京 子
 - 7番 北 岡 泰
 - 8番 辻 井 成 人
 - 9番 山 本 章
 - 10番 瀬 田 萌
 - 11番 高 橋 浩 司
 - 12番 綿 民 和 子
 - 13番 下 井 清 史
 - 14番 松 本 忍
 - 15番 奥 山 幸 洋
5. 不 応 招 議 員
なし
6. 出 席 議 員
14名
7. 欠 席 議 員
なし
8. 本会議に職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 松 井 友 吾
議 会 書 記 肥留間 晴 美 家 城 和 司 小 竹 将 太
9. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名
町 長 世古口 哲 哉 副 町 長 下 村 由美子
教 育 長 下 村 良 次 総務防災課長 朝 倉 正 浩
まちづくり戦略課長 森 下 純 税 務 課 長 西 尾 仁 志
生活環境課長 丹 合 信 隆 住民ほけん課長 日 置 加奈子

健康あゆみ課長	青木大輔	会計管理者(兼)会計課長	西村正樹
産業振興課長	坂口昇	建設課長	西尾直伸
上下水道課長	肥留間誠	斎宮跡・文化観光課長	稲浦満
教育課長(兼)こども課長	菅野亮	小学校区編制推進室長	中瀬基司

10. 会議録署名議員

10番 瀬田 萌

11番 高橋 浩司

11. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

(午前 9時 00分)

◎開会の宣告

○議長（奥山 幸洋） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第4回明和町議会定例会を開会します。

なお、新開議員から、所用のため、本日会議に遅れる旨の連絡を受けておりますので、ご報告します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしく願いいたします。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（奥山 幸洋） 日程第1 「会議録署名議員の指名」については、会議規則第126条の規定により、議長から指名をいたします。

10番 瀬田 萌 議員

11番 高橋 浩司 議員

の両名を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（奥山 幸洋） 日程第2 「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月15日までの5日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月15日までの5日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（奥山 幸洋） 日程第3 「諸般の報告」を行います。

監査委員さんから提出いただいております8月、9月、10月分の例月出納検査結果報告書及び公の施設の指定管理者監査報告書の写しと一部事務組合議会の報告書の写しを配付しておりますので、後ほどご覧ください。

次に、請願を1件受理しております。この取扱いにつきましては、12月6日に開催いたしました議会運営委員会にお諮りし、全員協議会でも報告させていただきましたように、教育厚生常任委員会にて、請願第7号 子どものために保育士配置基準の引上げと、労働条件改善による保育士の増員を求める意見書の提出を求める請願を付託し、ご審議いただくことにしております。

以上で、日程第3 諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（奥山 幸洋） 日程第4 「行政報告」を行います。

町長。

（町長 世古口 哲哉 登壇）

○町長（世古口 哲哉） おはようございます。

令和5年第4回定例会の開会にあたり、一言挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、公私何かとご多用のところ本定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、ただいまは、本定例会の会期を5日間とお決めいただき、諸案件のご審議を賜りますことに対し、厚くお礼を申し上げます。

さて、9月には明和町を含む伊勢志摩地域で撮影された映画「親のお金は誰のもの 法定相続人」の舞台挨拶と先行上映会が行われました。舞台挨拶では、主演の比嘉愛未さんと三浦翔平さんがイオンモール明和の映画館にお越しになり、撮影で印象的だったことをお話いただきました。また、映画を見た方々からは、明和町のいろいろな場所や人が映っていて楽しかったなどの感想がありました。今回の映画をきっかけに、今後も明和町が映画のロケ地などに選んでいただけるようになればと考えております。

また、現在整備を進めている令和8年4月開校予定の新小学校の校名が「明和北小学校」に決まりました。応募総数218件の中から決定したもので、現在、校章のデザイン案を1月末まで募集しているところです。多くの皆様からご応募いただければと思っている次第です。

それでは、9月定例会以降、本定例会までの間の主な動きにつきまして、簡略にご報告させていただきます。

9月19日に、介護保険事業所の株式会社マツザカ様と高齢者等の見守りと支援に関する協定を締結しました。明和町は、今年9月1日現在で65歳以上の高齢化率が30.6%となっていることなどから、高齢者の見守り支援活動の推進が欠かせないものとなっています。株式会社マツザカの職員さんが明和町内の高齢者の異変に気づいたときに、健康あゆみ課に連絡してもらうことにより、ま

た1つ早期支援につなげていける体制が増えたことをうれしく思っているところです。なお、今回の協定締結により、高齢者等の見守りと支援に関する協定は9事業所目となりました。

9月22日から10月15日まで多気町の大型商業リゾート施設VISONで明和町フェアを行いました。明和町は、平野が多く良質なお米が取れることから、明和町のお米を中心にPRいたしました。期間中VISON内のレストランで明和町産の酒米「神の穂」を使った限定メニューが提供されました。県内外の幅広い方々に明和町を知っていただく機会になったと思います。

9月27日には、国の登録有形文化財に登録された乾家住宅門及び塀と澄野家住宅主屋に文部科学省からの登録証をお渡ししました。どちらも伊勢街道の歴史的景観を残し重要な建物で、明和町内で初めて国の登録有形文化財に登録されました。

9月29日に、いつきのみや観月会が行われました。今年は、4年ぶりに規制を設けず開催されました。御館広場では出店やキッチンカーが並び、たくさんの人でにぎわいました。また、いつきのみや歴史体験館では、和楽器の演奏会が行われました。途中、第38代齋王役の山中深月さんが十二単で登場し、月にススキを捧げました。齋宮歴史ロマン広場では、2,000本のろうそくに明かりがともされ、訪れた人たちには満月とともに幻想的な雰囲気を楽しんでいただけたと思います。

10月1日には、昨年度閉校した修正小学校を活用した新たな施設、修正集学校がオープンしました。集学校は、民間企業リングロー株式会社様が地域が抱えるIT課題を解決する環境を提供するために行っている事業です。この日は、開校記念式典に続きイベントが行われ、プログラミング体験会やスマートフォン操作無料相談会などが開かれ、たくさんの方が訪れました。これからも閉校後の施設を地域の皆さんが有効活用できるように推進していただくことを期待しています。

史跡齋宮跡では、奈良時代の齋王宮殿の中心にあったとされる正殿の建物跡

が見つかり、10月21日に現地説明会が実施されました。齋宮跡で奈良時代の正殿が発見されるのは今回が初めてで、齋宮跡に見られる建物跡の中では最大規模となります。また正殿としては全国的にも例がない建物構造で、格式の高い特別な建物であると考えられています。現地説明会には一見三重県知事をはじめ、地域の皆様などたくさんの方々にお越しいただき、皆様の関心の深さがうかがえました。

10月21日には、明和町の麻の伝統文化の復活を目指す天津菅麻プロジェクトで、今年4月に種をまいた伊勢麻が成長し、安全と豊穰を願って刈取神事が行われました。神事の後にはシンポジウムが行われ、この地域が麻と関わりが深いことなどが紹介されました。このプロジェクトで明和町発祥のいろいろな産業が生まれ、三重県ひいては日本の活性化につながることを期待しています。

10月28日には、明和町制65周年を記念して、動物写真家として、またネイチャーガイドとしても活躍する安藤誠さんの講演会を開催しました。講演会では、「その土地にある当たり前の風景を旅の醍醐味として味わい楽しむ」というアドベンチャートラベルの観点から、明和町に3日間滞在した中での体験を踏まえ、明和町にはまちや人の魅力がたくさんあることをお話しいただきました。訪れた人からは、自分の町の人や、そこにあるものが自慢できると思えるようになったという感想をいただき、多くの人に明和町のよさを再確認していただける機会になったと思います。

10月29日に、上御糸小学校をメイン会場に明和町総合防災訓練を実施しました。小学校のグラウンドでは、地震体験車による地震の疑似体験や火災の際に発生する濃い煙を体験できる濃煙体験、AEDの使い方を学ぶ応急手当訓練などを行いました。このような訓練を通じて災害が起きたときの行動を改めて確認することで、地域全体の防災意識の向上に努めて思います。

11月3日と4日に、町民文化祭を開催しました。会場にはたくさんの力作が並び、訪れた人を楽しませていました。また、健康あゆみ課による健康相談や明和町が運営する「チョイソコめいひめ」の説明会も行いました。このほかカ

ラオケ大会や芸能大会なども行われ、町民の皆様には芸術の秋を満喫していただけたかと思えます。

11月4日には、さいくう平安の杜で齋宮が舞台となった能の演目、絵馬を奉納する齋宮奉納薪能が上演されました。この催しは、齋宮文化観光推進協議会が主催し行われました。この日は、プロジェクションマッピングとコラボレーションして行われ、観客の皆さんは見応えのある舞台を楽しまれていました。

また、11月3日と5日の2日間、さいくう平安の杜でプロジェクションマッピングが行われました。この催しは、一般社団法人明和観光商社が開催したもので、11月5日には特別ゲストとして歌手の相川七瀬さんにミニライブを行っていただきました。訪れた人たちは、相川さんの歌に聞き入ったり、プロジェクションマッピングを鑑賞するなど楽しまれていました。

さらには、11月3日から5日までの3日間、さいくう平安の杜で、伊勢・めいわの美食を味わうテロワールの夕べが開かれ、外国人観光客やツアー参加者が齋宮をテーマにした料理を堪能されました。この催しは、齋宮文化観光推進協議会が開催したもので、その土地の食べ物や食文化を味わうガストロノミーツーリズムとして行われました。料理は、明和町在住の料理研究家でフードスタイリストの長谷川希さんが担当され、平安や齋宮を感じられる料理が提供されました。このようなガストロノミーも観光の目玉として広がってくればとの思いを強くしたところであります。

11月18日には、認知症講演会を開催しました。講師には認知症専門医で群馬大学名誉教授の山口晴保さんをお招きし、「認知症ポジティブ」というテーマでお話をいただきました。山口さんは、認知症は病気であることを受け入れ、できることを考え楽しく過ごすことや、第三者の手も借りながら、無理せずポジティブに接していくことが大切などとお話をいただきました。

11月19日、明和町消防団の秋季訓練が行われました。今回は、通常の中隊訓練や通常点検のほか、体力錬成訓練として分団対抗綱引きが行われました。最後に一斉放水が行われ、団員の皆様には訓練を通して活動への士気と団結力を

高めてもらいました。

11月21日、明和町と京都府与謝野町、島根県津和野町が包括連携に関する協定を締結しました。この3町では、平成26年に災害時の相互応援に関する協定を締結していましたが、このたび観光・産業の地域活性化と文化・教育の活動に関する新たな分野を取り入れました。今後、それぞれが有する人的・物的資源を有効に活用し、地域社会の持続的な発展、また地域課題の解決に向け、連携していきたいと考えております。

11月29日、スポーツ庁の事業の一環で、女子レスリング金メダリストの土性沙羅さんを講師に招いた事業が明星小学校で行われました。講演では、土性さんのこれまでの経験を通して、スポーツのすばらしさや、夢や目標を持って生活する大切さを伝えていただき、また実技では、子どもたちに体の動かし方などを教えていただきました。子どもたちには、自分の夢や目標に向かってますます頑張ってくださいことを期待しています。

12月5日、一般社団法人三重県水門・水環境施設協会様と災害発生時における調査及び災害応急復旧工事に関する協定を締結しました。この協定により、災害時に町の管理する排水機場や水門、浄水場などの機能を確保するための調査や復旧工事を実施していただくことを想定しています。安全・安心のまちづくりの推進に寄与いただけるものとして期待しております。

次に、本定例会の上程議案につきましては、固定資産評価審査委員会委員の選任同意が2件、条例の全部改正が1件、一部改正が7件、令和5年度一般会計補正予算ほか4つの特別会計補正予算と水道事業会計並びに下水道事業会計の補正予算をお願いすることとしています。

今後とも、町民の皆様、議員の皆様のご理解とご協力を賜りながら、住み続けたいと思っていただけるまち、町外の皆様から、住みたい、訪れたいと興味を持っていただけるまちの実現に向けて、最大限の努力をしていくことを申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（奥山 幸洋） 以上で、日程第4 行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（奥山 幸洋） 日程第5 「一般質問」を行います。

一般質問は、8名の方より通告されております。

許可したいと思います。

12番 綿民 和子 議員

○議長（奥山 幸洋） 1番通告者は、綿民和子議員であります。

質問項目は、「生命（いのち）を考える」、一人ひとりが大切にされる社会の実現のための1点であります。

綿民和子議員、登壇願います。

（12番 綿民 和子議員 登壇）

○12番（綿民 和子） おはようございます。

議長より登壇のお許しをいただきましたので、命の安全教育について幾つか質問させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

今年の夏は、今までにない猛暑でしたが、10月にはあちらこちらの畑ではかわいひまワリの花が顔をのぞかせてくれていました。そこを通るたびに、まるで子どもたちが笑顔でこんにちはと挨拶しているように私には思えました。全ての子どもたちが安心して笑顔で毎日を過ごすことができる社会でありたいと私は願っています。

今回、生命（いのち）の安全教育について質問させていただこうと考えたのは、性についての相談をもらうことが多かったのと、毎日のように耳にするニュースなどから、私自身が日頃から考えさせられることが多い内容だったから

です。

先日、ある子育て中の保護者さんから、これは中学校の子どもを持つ親御さんからですが、家庭でどこまで性について子どもに教えるべきなのかといったことや、そもそも生活している中でどうして教えてよいか分からないなどの質問がありました。私もうまく話すことはできませんでしたが、教えられないのであれば、とにかくお母さんはあなたを大事に思っているから、困ったことがあったら何でも言うてなという信頼関係をまずはつくるのが大切ではと答えました。

子どもを育てる大人についてですが、他県では大人の性教育という講座があります。講座の中では、大人自身が学校で性についてきちんと学んでこなかったことは、今も昔も変わらないということ、また、女性差別など性差別の問題も日常生活の中で敏感になるためには、自分の存在を大きな視点で見る力をつけるという性教育が必要だという内容でした。

次は、子どもの性教育についてですが、現在、社会ではインターネットでの情報のほうが先回りして、間違った情報が手本になってしまう問題が山積しています。子どもたちの性に関する情報は、性産業が発信するものが多く、予期せぬ妊娠や性暴力などの被害者や加害者になることが懸念されます。

さて、新型コロナ感染は、自粛期間を経て少し落ち着いてはきましたが、子どもたちや若年層の生活課題が浮き彫りになり、その一つが性に関する課題だと私は思います。全国では、若年層の予期せぬ妊娠、人工妊娠中絶の全体数は減っているものの、10代の割合が高く、特に中学校を卒業すると急激に増えている現状があるそうです。性に関することはとても密で、表沙汰にできにくいものでありますが、身近なところで点在しており、我々大人が認識しておくべきことでもあります。

そのような背景の中、この7月に明和町男女共同参画事業で映画「朝が来る」の上映会がありました。内容は、望まない妊娠をして、子どもを手放す中学生の若い母親の葛藤と人生を描いていました。とても考えさせられた内容でした。

そこで質問いたします。義務教育課程の小・中学校や多感な時期でもある子どもたちへの性教育はどのように行われているのでしょうか。現状について伺いいたします。

また、子どもが利用する図書館に、性教育に関する本棚の設置をしてはどうでしょうか、併せてお答え願います。よろしく願います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） 小・中学校における性教育の現状について質問いただきました。

性教育につきましては、主に保健体育の授業で教科書を使用し行っております。授業は基本的に担任が行いますが、必要に応じて養護教諭が行う場合もございます。その保健体育の授業では、小学校4年生で、中学校では1年生で性教育に関する内容があります。自分の生活を振り返りながら、心身の発達そして心の健康についての知識中心の学びになっています。ちなみに小学校4年生では、体や声の変化、発毛や異性への関心に加え、初経や精通について学びます。中学校1年生では、その小学校で学んだことを深く教えるとともに、性感染症についても学びます。保健体育の授業以外では、総合的な学習の中で助産師による「命の授業～性といのちの話～」や養護教諭による学習を小学校高学年で、また産婦人科医による性をテーマにした講話を中学校2年生で行っています。

また、近年はLGBTQについても全ての学校で取り組み、今年度は3校が外部講師を呼んで授業をしています。性については、子どもたちの生活に密接に関わっています。子どもの様子から必要とされるタイミングをつかみ、学校の教育活動全体を通じ、性についての考えを深める必要があると思います。ちなみにLGBTQ、性的少数者、性の多様性が叫ばれるようになり、性に関して子どもたちを取り巻く環境が大きく変わってきていることから、性教育の内容も変わっていかねばなりません。

現実の話として、2024年度、来年度から指導要領の内容も一部変更がされま

す。小学校高学年では、思春期になると誰しも異性に関心を持つというようなこれまでの記述が、人によっては自分と同じ性別の子を好きになったりすることもあるというように、記述が変更されることとなります。こうした具体的な内容変更も出てきております。今後も加速度を増して進んでいくものと思っています。

2つ目に、図書館に性教育に関する本棚等を用意してはどうかというご質問をいただきました。

中学校の図書室には、特設コーナーは設けておりませんが、性教育に関する書籍が20冊ほどございます。書籍の内容は、知識に関するもの、心と体等、それからLGBTQ、性的同意に関するものなどがございます。小学校の図書室にも特設のコーナーはございませんけれども、各小学校15冊程度あり、内容は、体そして命の誕生、触れられてはいけないところなどの本がございませす。あと、人権週間であったり、集中的に性教育をやっていきたいときには、特設なコーナーを設けたりして、それぞれの学校で工夫して図書館の活用をしてもらっておるようでございます。

以上です。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

綿民和子議員。

○12番（綿民 和子） 義務教育課程の性教育の現状についてはよく分かりました。ありがとうございます。

既に取り組んでいただいているとは思いますが、身体や生殖の仕組みだけでなく、人間関係や性の多様性、ジェンダー平等、幸福など、幅広いテーマを含む教育、それが包括的性教育です。非常に重要な教育だと私は思います。引き続き取り組んでいただきますようよろしくお願いいたします。

本棚の件に関しましては、子どもたちが悩んだときにすぐに調べられる本をいつでも開けて、自分がすぐ手元に、読みたいときに読めるような環境、それから皆が気軽にすぐに読めるような体制をよろしくお願いいたします。

さて、次にお話しするのは、10月1日の新聞記事についてです。9月30日にまとめられた子どもの安全をめぐる世論調査によると、中学校で妊娠の経過は取り扱わないとする歯止め規定をなくすべきが8割以上であった。つまり中学校で妊娠の経過を教えるべきが8割あるということだと私は思います。

また、調査では、子どもが犯罪やトラブルに巻き込まれるきっかけともなるインターネットの交流サイト、SNSの利用を始める時期は「高校生から適切」が47パーセントと最多となっているが、中学生や小学生の利用もある中で、トラブル回避に向けた取組が学校教育に望まれるという学校教育への期待感がうかがえますという内容でした。

私が思うには、一般的に男の子の親は、第2次成長期における当たり前の興味は相手を傷つけてしまう可能性があることが懸念され、女の子の親は、傷つけられる可能性があることが懸念されることです。義務教育課程において、相手を巻き込む行為だからこそ、相手が嫌がる行為について行わないことをきちんと伝え、互いの人権を守りながら、幸せに生きてほしいと思うのです。その過程の中で、避妊の正しい知識や性感染症の予防を知る機会をさきにも回答していただきましたが、学校教育で設けてほしいと思います。先ほど詳しく具体的な説明をしていただきましたが、具体的な性交などは出てきておりません。

そこで質問いたします。学習指導要領では歯止め規定がありますが、本町では性教育において歯止め規定を超えて教えていただけますか。また、学校等で産婦人科医や助産師等の外部講師を招いての講演や動画を活用された教育をされてはどうでしょうか。答弁よろしく願いいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） 性教育と歯止め規定についてのご質問をいただきました。

小・中学校の学習指導要領には、小学校5年生理科で人の受精に至る過程は取り扱わないものとする。そして、中学校1年生の保健体育では、妊娠の経過は取り扱わないものとするという記載がございます。これがいわゆる歯止め規

定と言われるものでございます。要は、性交については触れないというふうなことでございます。そもそも学習指導要領そのものは、指導する必要がある内容を示す最低基準に過ぎませんので、そこにはない内容を加えて示すことができるものとされています。どうにも曖昧な表現なんですけれども、ですので、必要なときには、そこへ踏み込んでもいいよということなんですけれども、このように踏み込みなさいという提案は何もございません。ですので、今実際には行われていないというのが現状でございます。

そんな中で、先ほども申し上げましたけれども、子どもたちを取り巻く環境が大きく変わってきていることから、性教育の内容も変わっていかねばなりません。綿民議員も危惧していただいているように、子どもたちは、今、性暴力そして性感染症、そしてまた望まない妊娠などのリスクにさらされております。これらを回避するためには、性教育の中でやはり性交に関する正しい理解や考え方を学ぶことは、男女とも欠かせないと考えます。とはいうものの、性交に関する教育は満足に行えているとは言い難い現状がございます。その原因として、やはり今、議員がおっしゃられたこの歯止め規定が存在します。

今後は、現状のままの性教育では十分でないことから、指導要領の内容も含め、改定の話が進んでいくことと思います。先ほども一部触れたような部分でございますし、今後ますます加速していくんではないかなと思っております。当然のように、この指導要領を改定していかなあかんと思っておりますし、必要があるという認識で私自身はおります。まずは、そこからが本当のスタートになるのかなと思っておりますので、内容変更がなされた上で、学校でこのような指導をしていこうという形が示されて、初めてできるのかなというふうな認識でおります。

それから、外部講師を招いての講演や動画をそういった場合利用したり、歯止め規定も含めてやってもらっているかというふうなことをご質問いただきました。

先ほど申し上げましたけれども、小学校での助産師による命の学習では、性

に対する正しい知識や自分の体を大切にすることや生命の尊さを、そして中学校では、歯止め規定を意識した授業をしてもらっております。2年生を対象に、「大切にしてほしいあなたの心、守ってほしいあなたの体 ～医療現場から皆さんへ～」というテーマで、産婦人科の医師を講師に迎え、体の構造、そしてまた性の多様性、そして先ほどから触れています性行為、妊娠、性をめぐる様々な問題、それは望まない妊娠であったり、性感染症であったり、性被害になるのかなと思っています。それについての学習をしてもらっております。

案外、中学校の先生によりますと、意外にといいますか、子どもたちは話を聞くことに恥ずかしがるというよりも、興味がある様子で臨む生徒が多いようでした。今後もこのような総合学習の授業等を通して、児童・生徒に正しい性知識を教え、命の大切さ、そしてまた自分や人を思いやる心を育てたいと思いますし、育てていかなければならないと考えています。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

綿民和子議員。

○12番（綿民 和子） 先ほど教育長のほうから、子どもたちは興味があることということだという、そのような答弁をいただきました。ぜひとも予期せぬ妊娠や避妊について教えていただき、不幸にならないためではなく、幸せになるための性を学んでほしいと思っております。

処方箋なしでの緊急避妊薬の試験販売が11月末に全国145か所の薬局で始まったとのことですが、適正な使用を教えていただけたらと思います。正しい知識が乏しい中で、いろいろ教えにくい面もあると思いますが、現実的に性に目覚める思春期のトラブルが一生を左右することにもなりかねません。人権尊重、生命尊重、男女平等を根幹に、自ら考えて行動できる知識を持ち、豊かな人間形成につなげることが性教育そのものであります。

また、人権尊重に関しては、先月の人権講座で「彼らが本気で編むときは」が上映されました。上映された映画の内容とも重なりますが、人格の多様性を理解することも大切です。明和町では、令和5年4月1日から明和町パートナー

ーシップ、ファミリーシップ制度の運用を開始しました。町民一人一人が互いに人権を尊重し、個性や多様性を認め合い、性的マイノリティーや事実婚の関係にある人々をはじめ、誰もが大切なパートナーや家族とともに、その人らしく人生を歩んでいけるような支援をすることで、相互理解が進む社会の実現を目指しています。

さて、2023年度から文部科学省が推奨する命の安全教育が本格実施されています。三重県議会においても9月に、ある議員から性暴力についての一般質問が出され、一見知事は、性暴力から子どもを守る条例を制定すると答弁されました。本町における性暴力から子どもを守る取組についてどのように進めていくのかお聞かせください。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、教育課長。

○教育課長（兼）こども課長（菅野 亮） 文科省では、子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、全国の学校における命の安全教育を推進しております。

当町におきましても、性暴力から子どもを守る取組といたしまして、発達段階に応じた命を大切にす教育、加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための学習取組を進めていく必要があると考えております。

小学校では、先ほどの教育長の答弁にもありましたが、実際に医療現場で働いている助産師に学校に来ていただいて、命の授業の中で性に対する正しい知識、自分の体を大切にすることを学習します。また、市教委等から講師を招きまして、性の暴力、SNSを使うときの注意点等の話をしてもらっている学校もございます。また、小学校では養護教諭がプライベートゾーン、いわゆる他人に見せたり触らせたりしてはいけない場所、体の水着で隠せる場所とかですけども、そういった授業を行い、それが自分にとっても、相手にとっても、大切なところであるということや、SNSを使うときに写真を載せることの注意点等、取り扱ったりしております。

中学校では、先ほど、これも先ほど教育長が答弁されましたが、産婦人科医

による性に関する講話、それからSNSの利用につきまして、三重県警察の方に来ていただいて、具体的な注意点をお話ししていただいたりしております。命の安全教育は、文科省より、幼児期、小学校の低・中学年、高学年、中学校、高校というふうに発達段階に応じて指導書も出ておりますので、それらも参考に取組を進めていく必要があると考えます。

それから、三重県が条例を制定しまして、新たに市町村に対する働きかけ等があった場合には、その内容に基づき取組を進めていきたいと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

綿民和子議員。

○12番（綿民 和子） 本町においても性暴力から子どもを守る取組が進むようにしていただきたいと思います。

私は、子どもだけじゃなく、義務教育修了含めた大人、親が性教育を学び直すことも必要かと考えます。自分の子どもを教えるためにもです。また、DVや虐待、性被害や性的虐待など、一般町民や保護者等を対象とした講座の取組も今後は進めていただけたらと思います。要望としておきます。

では、次に、心の居場所とする教育支援センターやフリースクールについてお伺いいたします。

10月5日の新聞に、文科省の調査で2022年度の小・中学校の不登校の児童・生徒が10年連続の増加との記事が掲載されておりました。文科省は、必ずしも学校に行く必要はないとの認識が広まったことなどが不登校増加の要因と分析しています。

そこで、私が昨年3月にさせていただいた不登校についての一般質問で、松阪市教育支援センター「鈴の森教室」へ明和町からは登校するのは大変だとの保護者の声に対し、明和町に開設できるよう努力するという教育長のご答弁でした。お隣の玉城町では、公的機関である玉城町教育支援センター「玉城ふれあい教室」が今年できました。私は、見学させてもらいましたが、様々な活動をする中で、子どもの自主性を尊重して自信を持って行動できるようにお手伝

いする。子どもが社会性を身につけて、1人で生きていける力をつけるのが目的だということです。このような玉城ふれあい教室や松阪市の鈴の森教室のような施設の町内開設も含め、町の不登校児童への取組はその後いかがでしょうか、進捗状況についてお聞かせください。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） 教育支援センターの明和町内開設に向けての取組状況、進捗状況について申し上げます。

この件につきましては、先ほども申し上げさせていただきましたけれども、昨年3月の定例会の一般質問において、綿民議員よりご質問をいただき、答弁させていただきましたところですが、他の議員の皆さんや実際に子どもたちの不登校に悩んでいる保護者の皆さん、そして不登校やひきこもり対策に取り組んでいる多くの皆さんからもご意見やご要望をいただいております。

私としましても、これまでもずっとお話しさせてもらってきましてけれども、町の教育行政における重要課題の一つと考えております。ぜひとも実現させたいという思いで取り組んでまいりました。関係する三重県教育委員会、そして現在の松阪教育支援センター運営協議会を構成する松阪市そして多気町の教育長とも話を進めているところでございます。

これまでも議員の皆さんの本当に力強い後支えもあって、一定の方向性が見えてきたと伝えてきたんですが、実現のめども立ってまいりましたので、もう少し整理をした上で本年度3月の定例会前には、一定の報告ができるのではないのかなと考えております。現時点での具体的な報告は控えさせていただきますけれども、令和7年以降には設置を明和町のほうへしていきたいという方向、先ほど言いましたように、めどが立ってきたのかなと思っておりますので、来年度はそれの準備の段階の年にもなればと思っておりますのでございます。

教育支援センターを明和町内に設置できるよう、引き続き取組を進めておりますので、現在、設置に向けて進んでいるということ、本当に具体的に進んでいるということをお場でご報告させていただきたく思います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

綿民和子議員。

○12番（綿民 和子） 前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございます。

質問なんですけど、近隣市町と協力体制をつくって本町の児童・生徒が他市町の教育支援センターへ行くことは可能なんですか。その辺をお聞かせ願えたらと思います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） これは松阪市とそれから多気町につきましては、協議会、ともに協議会ですので、いずれのところへも行けるような格好にはしております。それから、今年度から、先ほどのお話にもありましたように、玉城町のほうにも教育支援センターもありますし、それからフリースクールもあるということで、その施設ともやっぱり連携していこうということで、玉城町の教育長さんとも先般お話をさせてもらってきたところでございます、もう自分のところの子どもたちだけということではなくて、近隣を併せてやっていくのが普通の考えかなと思っておりますので、そのあたりの連携については、それぞれの近隣市町と調整し合っているところですので、小さなこととは考えておりませんので、お伝えさせていただきたく思います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

綿民和子議員。

○12番（綿民 和子） 子どもたちの居場所が少しでも選ぶ体制ができる状況をつくってあげたいし、また、選択肢を少しでも増やしてあげたいと思います。市町が連携していただくことにより、少しでも早く前に進めていただきますよう、よろしく願いいたします。

さて、玉城町ではNPO法人による「協」というフリースクールもあります。ここも見学させてもらいました。児童・生徒の学習の場として学習支援「かな塾」や親子食堂「たまる」の運営などを行い、子どもたち一人一人に向き合った支援をされています。

不登校は、どの児童・生徒にも起こり得ると思います。義務教育期間に履修できなかったことを、その児童・生徒に合った指導がうまくいけば、将来大学に入ったり、社会人として成功したりした人はたくさんみえます。大検という制度がありますし、不登校で学習が遅れた場合に取り戻せる民間の塾や専門学校もあるようです。不登校になった児童・生徒を指導することにより、本人の望む方向を見いだすことができるのではないのでしょうか。

将来のある児童・生徒の学習の場や居場所として利用できるフリースクールの設置は、児童・生徒だけでなく、保護者の方の不安なども少しは解消できるのではないかと思います。本町でのフリースクールの設置について、どのようにお考えでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） 学校に行きづらいお子さん、そして学校に行けても教室に入れないうちもさん、集団の中で過ごすことが難しい子など、誰一人取り残すことなく教育を受ける機会を設けることが必要であります。そのためには、学校でのサポート体制でありましたり、別室での登校ができる体制の確保でありましたり、そしてまた、先ほどの教育支援センターなど、学校外でも教育を受けられる機会を設けることと、個々の状況に応じた対応できる体制が必要だと思っております。教育を受けられる環境、居場所を求めている児童・生徒、子どもたちにとっては選択肢がたくさんあることが望ましいと考えます。

玉城町のフリースクール「協」を見学されたとのことですが、フリースクールは玉城町の「協」のようにNPO法人が運営する場合もございますし、それから民間の企業や個人が経営する場合があります。様々な規模や形態がありますが、不登校の子どもたちの居場所、学習や体験の機会を得られる場所の一つとして大変有効だと思っております。

町としては、公的な機関であるやはり教育支援センターの町内設置に向けて取り組んでおります。本来やはりその部分というのは、本来は町教育行政が担っていくべきところだと思っておりますので、それから考えると、私たちは

教育支援センターの設置で子どもたちを守っていくというふうなところに重点を置きたいなと思っています。

そういった意味から、フリースクールを考えているわけではありませんけれども、民間で設置する事業者等があった場合には、町として同じようなこととして、立場としてサポートはしていくべきだと思っておりますし、連携していかなあかなと思っておるところです。そういうふうにな登校対策、子どもたちの居場所づくりに取り組んでいければと考えております。

あわせて、先ほども申しあげましたけれども、近隣市町とのやっぱり連携を深めて、その子どもたちにとっても選択肢がある場所をつくっていくことが非常に大事なことなのかなと思っておりますので、引き続いて教育支援センターの設置と、それからフリースクールを立ち上げようとしている皆さんとの連携はしっかりと深めてまいりたいと、こんなように思っています。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

綿民和子議員。

○12番（綿民 和子） 子どもたちのためにしっかり連携していただいて、フリースクールの充実を図っていただきたいと思います。前向きに検討されることをお願いいたします。

次に、ひきこもり支援について質問させていただきます。

ひきこもりと8050問題です。ひきこもり状態が長期化し、当事者50歳代や支える親80代が高齢化し、生活に困窮するなどの問題が各地で見られます。三重県発行のひきこもり支援ハンドブックに掲載された令和3年度に行ったアンケート調査によると、県内で把握されたひきこもり状態にある方は1,270人という結果でした。国の調査結果を基に推計された三重県内での約1.6万人とは大きな差異があり、事態把握の難しさが明らかになりました。

詳しく見てみますと、性別では男女別では、男性が7割と女性より男性が多いとされています。年齢別では、40代が最も多く、40歳以上の中高年層が若年層を上回っています。ひきこもり状態になってからの期間は、10年から20年未

満が最も多く、5年以上が4割を占めています。ひきこもり状態になった経緯やきっかけは、就労関係、人間関係がうまくいかないなどが約2割、不登校が約1割を占めています。

以上のような結果が明らかになり、ひきこもりの高年齢化、長期化の傾向が見られました。また、ひきこもり状態になった経緯、きっかけは、会社でのモラルハラスメントで精神的な苦痛を受けたとか、人間関係が多くを占めていると思います。三重県では、このような調査結果がありますが、町の状況はどのようなになっていますでしょうか。ひきこもりに対しては根強い誤解や偏見が残っていますが、特別なものではなく、誰にでも起こり得るものであると私は考えます。ひきこもりに対する町の取組についてもお答えください。お願いいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） まず、ひきこもりについて、明和町の状況からお答えいたします。

町で把握しているひきこもり状態にある方は40人です。内訳は、男性28人、女性12人で、年代につきましては、10代が3人、20代が8人、30代が11人、40代が9人、50代が9人となっております。期間については、1年以上5年未満が一番多いですが、20年以上となっている方もいらっしゃいます。経緯やきっかけにつきましては、病気やけが、人間関係、不登校などが理由として多くあることを把握しております。

次に、町の取組についてですが、明和町では、令和5年4月にひきこもり相談の専門窓口を明和町社会福祉協議会に事業委託し、開設しました。町で把握しているひきこもり状態にある方40名の中で、15名は新しく開設したひきこもり相談窓口で相談があった方で、当事者やその家族、支援機関等からの相談をはじめとして、当事者への訪問支援、居場所の提供などを行っています。また、LINEでの相談受付もやっておりますので、気軽に相談できる体制を整えています。

不登校支援では、教育委員会のスクールソーシャルワーカーと連携し、健康あゆみ課、ひきこもりサポート相談窓口との三者で、定期的に情報共有を兼ねた会議を行っています。また、中学校卒業後、高校等へ進学すると、どうしても生徒の情報が入りにくくなってしまいます。スクールソーシャルワーカーの支援や要保護児童対策地域協議会のケース支援などで相談員が高校を巡回する際にひきこもりサポート相談窓口の周知を行い、切れ目のない支援体制の構築に向け取り組んでいきたいと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

綿民和子議員。

○12番（綿民 和子） ひきこもりサポート相談窓口は令和5年4月に開設したばかりだと思うのですが、15名という相談があったということで、どこからそのような相談があったのか、また当事者なのか、家族なのか、そのあたりのことを教えてください。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 相談を受けた経緯としましては、家族からの相談が一番多く、次いで明和町障害者生活支援センターからの紹介が多くなっております。ほかにも、本人や民生委員からの相談も少数ながらありました。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

綿民和子議員。

○12番（綿民 和子） ひきこもりサポート相談窓口については、町で把握している40名中の15名が利用するというのは、すごい成果が上がっているのだと思います。また、LINEでの相談受付など気軽に利用できる相談体制があることは、とても大切な取組です。就職につなげるには、ハードルが高過ぎるかとは思いますが、自分のやれることを一つ一つ積み重ねていくことが大事なので、当事者やその家族、相談しやすい体制づくりが最も重要だと考えます。

答弁にもありましたように、教育委員会、スクールソーシャルワーカーと健康あゆみ課とひきこもりサポート相談窓口の三者会議や、健康あゆみ課とひき

こもりサポート相談窓口の二者会議を開いて情報共有していただいたり、中学卒業後にスクールソーシャルワーカーやMCネットワークの方ですか、相談員が高校を巡回する際に、ひきこもりサポート相談窓口の周知をしていただいたりしています。切れ目のない支援体制にさらに取り組んでいただきたいと思います。

全ての子どもたちが幸せに輝いて生きていける明和町であるように要望して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（奥山 幸洋） 以上で、綿民和子議員の一般質問を終わります。

11番 高橋 浩司 議員

○議長（奥山 幸洋） 2番通告者は、高橋浩司議員であります。

質問項目は、「地域防災について」、「伊勢麻について」の2点であります。
高橋浩司議員、登壇願います。

（11番 高橋 浩司議員 登壇）

○11番（高橋 浩司） 皆さん、おはようございます。

議長より登壇の許可をいただきましたので、事前通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

今年最後の12月の定例会となりました。今年は、コロナウイルスが5月に5類相当として分類されましたが、最近では季節性インフルエンザが流行しています。皆様にはよい新年を迎えられるよう体調管理に気をつけていただきたいと思います。

それでは、私から、地域防災と伊勢麻、この2点に関してご質問をいたします。

私は、これまで一般質問において3回、地域防災力の向上、消防団の機能強

化と充実、そして団員確保について質問をしてみました。消防団は、火災や台風、豪雨など、様々な災害に対して自分たちの町は自分たちで守るという使命感の下、日頃から訓練を行い、町民の生命や財産を守る重要な役割を担っていただいております。さらに、行方不明者の捜索やイベントでの警戒巡視など、幅広い活動にも従事していただいております。また、近年予想される南海トラフ地震など、大災害への備えにおいても地域の守り手として消防団の存在は非常に重要です。

それを踏まえ、今回改めて質問をさせていただきます。

明和町消防団は、団員の確保が以前にもまして難しくなっています。令和2年9月の一般質問で団員数の減少への対策を尋ねた際、町からの回答は条例での定数225名に対し9名の欠員があり、団員確保のため各分団による募集活動、自治会からの選出、事務局ではポスター掲示や募集チラシを配布しているとのことでした。

そこでお尋ねしますが、質問から3年が経過した現在、欠員がある分団や部、そして各自治会など、自主防災組織の実情について教えてください。

また、団員の確保に向けた新しい取組状況などについてもお尋ねします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） 消防団の関係でご質問をいただきました。

日頃から、火災のほか台風などの水害や行方不明者捜索など、様々な分野でご活躍いただいている消防団につきましては、現在も条例定数225人でありませんが、現在は213名と12名の欠員が出ています。

内訳といたしましては、団本部が2名、明星地区である第1分団で1名と、上御糸地区である第4分団で1名、女性団員で構成する第6分団で8名が欠員となっております。また、同じく地域でご活躍いただいている自主防災組織につきましては、町全体で95の自治会と1地区の合わせて96地区のうち58地区で結成いただいております。結成率は60.4パーセントとなっております。地区別に見ますと、大淀地区で14自治会のうち11自治会で構成率が78.6パーセント、上御

糸地区で30自治会などのうち13自治会などで43.3パーセント、下御糸地区で14自治会のうち9自治会で64.3パーセント、斎宮地区で19自治会のうち10自治会で52.6パーセント、明星地区で19自治会のうち15自治会で78.9パーセントとなっております。

団員確保の取組につきましては、本年度はこれまでも行ってきた火災予防運動と併せた団員募集の啓発、LINEや広報めいわでの募集のほか、YouTube番組を制作したり、消防団ムービーコンテストへの応募を行ったほか、秋にはイオン明和での周年祭で入団促進啓発の実施を行っております。また、テレビでの消防団スポットCMなどにも取り組み、消防団員確保に努めているところであります。

今後も、地域の安全を支える重要な消防団員の確保に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

高橋浩司議員。

○11番（高橋 浩司） ありがとうございます。

自主防災組織78.9パーセント、非常に高い組織を構成していただいておりますということでありがたく思います。消防団員の欠員に関しては、以前から比べて3名が増加して、欠員が12名であると。団員確保に関して、今いろいろ取り組んでもらっているというのは町長に説明してもらったんですけども、依然、若干の減少傾向にあるということですね。人口減少であるとか、高齢化、またコミュニティーの縮小などが影響を与えられているとされていますが、町は欠員が増加する要因をどのように分析していますか。

また、今後の団員確保に向けて、特に年齢層や地域を重点対象を設けるなどしているのか答弁願います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、総務防災課長。

○総務防災課長（朝倉 正浩） 議員からもありましたように、団員減少は、全

国的な人口減少あるいは三重県においても例外ではありませんけれども、明和町においては人口の減少が緩やかであるものの、例外ではないというふうに考えております。人口減少のほかにも、高齢社会の到来や若者の都市部への流出などの影響もあるというふうに考えております。

明和町においては、地域の皆様や現役の消防団の皆様などのご協力もあり、最小限の影響にとどまっておりますが、今後さらに担い手不足が進むと予想しております。町内でも人口や若い世代が減少する地域もある一方で、例えば役場周辺とか新しく個人住宅などの建築が進んでいる地域もございます。団員確保につきましては、特に若い世代への働きかけが必要だと考えておまして、本年度も先ほどありましたように、商業施設等でのPRに努めております。また、現在、5つの分団の中で重点地域というのを設けておりませんが、全地域で団員不足の傾向が続いておりますので、女性消防団員も含めて団員確保に努めていただいているというふうに考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

高橋浩司議員。

○11番（高橋 浩司） ありがとうございます。

課長答弁いただいたように、役場周辺であるとか明星駅周辺もそうですね、開発、多く今進んでいると思います。そういった新しい住宅が増える地域が存在する中で、後ほどの質問になるんですけれども、消防団の再編成、編成を踏まえて入団しやすい世代や地域を対象とするなど、効果的な団員がこの取組を進めてもらうよう要望をお願いします。

ちょっと話は変わるんですけれども、その入団促進の一つとして、熊野市、紀宝町、御浜町、1市2町のちびっこ消防団があります。これは小学生を対象とし、放水体験などを通して消防団への興味を深めることを目的とし、地域への啓発と併せ、子どもたちの体験を通じ、将来の入団につなげる、そういった効果が期待されています。また、全国では約4,300の少年消防クラブがあり、小学生から高校生まで約40万人が防火・防災の知識を学んでいます。三重県で

は鈴鹿市のほか6つの市で活動があり、明和町にも以前こういったクラブがあったと認識しております。

そこで、明和町のちびっこ消防団や以前あった少年消防クラブの再結成についてのお考えをお聞かせください。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、総務防災課長。

○総務防災課長（朝倉 正浩） ちびっこ消防団や少年消防クラブについてご質問いただきました。

議員がおっしゃったように、明和町においては過去には少年消防クラブが存在しまして、当時は国の財政的支援というのがございました。そういったものを受けて活動したと伺っております。

先日の町防災訓練やイベントの際もそうでしたが、小学生や未就学児の皆様は、また放水体験や消防服の試着とか、こういったことでも関心を持っていただきやすい傾向にあると思っております。幼少期から親子で消防団への理解を深めていただき、例えば社会へ出たときに、消防団活動への関心あるいは団員としての参加にもつなげていくためには、こういった体験等の活動も効果的であるというふうに考えております。

しかし、組織として結成するには、関係者の負担の度合あるいは少年消防クラブであれば、ボランティア活動の担い手といった者が必要となりますので、そういった点も踏まえて検討していく必要があるというふうに考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

高橋浩司議員。

○11番（高橋 浩司） ありがとうございます。

国の支援は今ありますか、ないですか、県も。以前は、国の支援があったもんでということをお答弁されたんですけども、先ほど申し上げました、鈴鹿市のほか6つの市では活動されているということなんで、そういったこともちょっと研究してもらいたいと思います。

過去の明和町の少年消防クラブの活動についてお尋ねします。どのような訓

練や活動を行い、また将来的な団員確保に効果があったのか、分かる範囲でよいので教えてください。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、総務防災課長。

○総務防災課長（朝倉 正浩） 消防クラブですけれども、いつから活動を開始したか分からないんですけれども、平成元年頃に既に大淀地区でなりひら少年消防クラブとして、大淀地区の指導者の下で小学生が活用しておりました。この当時は、先ほどありました国からの支援でクラブの制服やグッズ等も貸与されまして、全盛期には20人前後が活動したというふうに伺っております。また、平成13年頃には、県の消防学校、鈴鹿にあるんですけれども研修に行ったり、夏には明和消防署のほうで消防キャンプと称して講話を聞いたり、初期消火器の訓練、取扱いを行っていたという活動も聞いております。基本的な活動は、地域の火災予防運動や年末の夜回りなど、その他消防団出初式では、消防クラブでポンプ操法を披露したこともあるというふうに伺っております。

団員確保につながったかどうか定かではありませんが、こういったふうに隊員経験者が消防署員であったり団員になった方もあるというふうに聞いておりますので、こういった成果もあるというふうに考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

高橋浩司議員。

○11番（高橋 浩司） 繰り返しになるんですけれども、国の支援が今はないということなんですけれども、実際、活動されている市も7つ県内にあるということや、その7つの市というても、1つの市は十何団体やっているんです。今、手元に資料がないんですけれども、そういったものが独立して、どうやって運営しているのかというのを検討してもらいながら、団員確保とかにつなげてもらえたり、興味を持ってもらえるように研究してもらいたいと思います。

大淀の少年消防クラブがあって非常に活発に訓練をされていたと、一定の効果、団員の確保があったと、消防署員や団員になった方もみえるというふうなことなんで、再結成に向けて新しいアイデアを取り入れながら検討をお願いし

たいと思います。

次に、町内で火災が発生した場合、消防団全体での対応が基本と考えます。地域の防災力の維持のためには、団員の条例定数を保つことが基本ではありますが、それが難しくなっているんじゃないかと感じます。先ほどの答弁にもありましたが、従来の自治会と新しい住宅開発の進むエリア、そこに団員の候補者の偏りが出てきていると感じます。このような状況を踏まえ、消防団全体の再編が必要だと、これまでも要望してきましたが、町として消防団の再編や定数の見直しについてどのようにお考えか、答弁をお願いします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、総務防災課長。

○総務防災課長（朝倉 正浩） 消防団の再編についてご質問をいただきました。

こちらは先ほどありましたように、明和町に限らずのことです。全国的なこと、あるいはライフスタイルの変化により団員確保が困難になっておるとい状況がございます。明和町が定数に対して約95パーセントの団員を確保できておりますのは、やはり先ほどありました地域のこれまでの経緯が受け継がれているものによる面もあるかと思われま。近隣自治体でも高齢かつ年数も長い団員も存在しております。

議員のご質問にもありましたように、住宅開発などにより地域の人口も偏りつつあります。同じ部でも担当地区の範囲、人口が大きく異なっているという状況も見受けられます。

一例を挙げますと、第1分団第1部、明星であります。7つの自治会で2,100人の人口を抱えております。しかし、第1分団の第6部では1自治会で370人となっております。また、斎宮地区である第2分団でも北野を含む第2部は3つの自治会で2,500人程度の人口があるのに対して、第5部の池村では人口が200人台と大きな差がある状況となっております。

町の消防団規則では、各地区に配置する部の数と団員数、例えば第2分団であれば9つの部を設置しまして、分団長以下62名と定めているものでございますが、担当区域や内数については各地域の消防団と地域の実情に応じて検討し

ていくこととしております。

なお、大淀地区である第3分団では、以前から地域全体で団員を確保するなどとしており、こういった手法も含めて検討する必要があるかというふうに考えております。

なお、斎宮地区である第2分団につきましては、現在再編に向けた検討を団の幹部さんとも進めているところでございます。

各地域の消防団員の皆様のご意見も踏まえて、また各地区の実情も踏まえながら、一方で、地域の安全を守る貴重な担い手である各消防団員を効果的に確保できるよう検討し、なるべく早期に見直していきたいというふうに考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

高橋浩司議員。

○11番（高橋 浩司） なかなか偏りができているというのは、数字の説明を受けました。答弁で再編の検討事項として、部の数や内数の担当区域の見直し、それらを挙げられましたが、例えば、課長、斎宮のことを言われたんですけども、実際その斎宮第2分団では具体的にどのような見直しが検討されているんですか。また、その再編を行う時期についても教えてください。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、総務防災課長。

○総務防災課長（朝倉 正浩） 本年度、第2分団につきましては、再編に向けた協議を開催しております。先ほど申しましたように、人口の偏りが先ほどありました。非常に大きいことから、一定の改善に向けて取組を進めておりまして、これはあくまで協議中でございますということをご理解いただきたいんですが、以前、第2分団につきましては9つの部がございます。2つは積載車隊で、7つがいわゆる手引き隊というのでございますけれども、ポンプ小屋を設置しております。これらを、まず、この総員を変えずに、大きく3つのグループに分けまして、それぞれの部の間で団員の確保を目指すということも検討しております。

最終的には、この手引き隊といわゆる積載車隊の比率も見直す中で、団員の人数を一定減少させた上で、現在の消防力というか、消防団の団員の力を維持できるような体制を検討している状況でございます。これは、あくまで先ほども言いました地域や団員の皆さんの意向も踏まえた上でございますが、新年度またはなるべく早期に段階的な再編に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

高橋浩司議員。

○11番（高橋 浩司） 総員を変えずにというのが引っかかるんやけれども、現状に合わせて組織を見直していくことは非常に重要であると、それによって逆にこの地域の防災力が低下してしまうと、本来の目的が果たせなくなるおそれがあるんじゃないかなというふうに感じます。団員の声に耳を傾けつつ、地域の安全・安心を維持するため、来年度から令和6年度から再編したより強い消防団でスタートできるよう要望します。

この再編と関連しますが、現在の消防団には役場職員と農協職員が多く在籍していると思います。これは町内に勤務している職員が多く、勤務場所が多く、緊急時に迅速に対応しやすい職場だからだと思われれます。しかし、役場に災害対策本部が設置され、職員に配備がかかると、職員は団員とどちらを優先するのかという問題が生じます。災害対策本部を優先した場合に、消防団の機能が低下するおそれがありますし、特にそれが幹部であった場合、指揮が取れなくなる、そういったことで団の活動に悪影響が及ぶことが危惧されます。

そこで、役場職員と消防団員の兼務者の人数について、また、災害対策本部が設置された際、該当する職員の立場や役割、消防団との調整はどのようにこれまで行われているのか答弁を願います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、総務防災課長。

○総務防災課長（朝倉 正浩） 現在、町職員で消防団員を兼務している職員は18名みえます。なお、副分団長以上、幹部と言うんですけれども、副分団長以

上の団幹部は現在はいない状況でございます。

現在、優先順位についても協議は正式には実施しておりませんが、これまでの慣例として事案にもよるんですけれども、火災時は団活動に当たることが多くありますが、台風など自然災害の場合は公務を優先する中で、支障のない限りは団活動に従事というふうにしております。あくまで個人、個別に判断をさせていただいているところでございます。また、過去の議論では、町職員だけで例えば日中、明和町外に団員がいる時間、手薄になりますので、その時間だけでも機能別分団というのをつくって、役場分団みたいにしたほうがよいのではないかとといった議論もありましたが、現在はそういった検討は行っていない状況であります。

職員の中には、特定の業務を担当していることで、災害対応等にその職を外せない者もおりますので、その点は個別に検討しているところでございます。

一方で、ご質問いただきましたとおり、18名という職員が兼務していることから、大規模災害時等を想定しますと、一定の整理をする必要があるかもしれませんので、このあたりは関係部署や消防団とも協議していきたいというふうに考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

高橋浩司議員。

○11番（高橋 浩司） そうですね、基本的に公務を優先する、それに支障のない場合に、火事であったりとか、職場を抜けて当たってもらっていることは、私も承知しているんですけれども、現時点でこの職員の中に18名の中に幹部はいないということやったんですけれども、答弁の中で、そのときの状況に応じて判断するというような言われ方をしましたけれども、団員だけの職員がいざというときに、誰がどのように判断するのか、これ戸惑うと思うんですけれども、今後、職員が幹部になって、今は幹部がいないということやったんですけれども、幹部になって活動する場合は、その幹部がこの仕事を優先ということになってくると、消防団の活動にすごく支障を及ぼすのではないかなというふ

うに心配します。災害が発生したときになって、あたふたしていたんでは遅い
と思いますので、こういったことから、今、協議していないというふうに課長
おっしゃったんで、災害対策本部の設置時、兼務団員が指揮命令系統や役割、
そういったものを早急に総括して、役場と消防団の機能がしっかり維持できる
体制を整えるようよろしくお願いします。

続いて、団員の長期在籍についてお尋ねします。

現役の団員さんから、新しい方が入団しないもんで、引退したくてもできな
いという声を耳にします。このことに関しては、新団員の確保に向けた多様な
手法が求められると考えられますが、現在、在籍10年以上、それと15年以上の
団員数が分かれば教えてください。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、総務防災課長。

○総務防災課長（朝倉 正浩） 冒頭でもありましたように、現在の明和町の団
員数を一定以上確保できているのは、結果的に辞めるに辞められないといった、
団員の皆さんの状況も含まれているものかと思います。現在10年以上在籍団員
としましては、平成25年4月以前に入団された方なんです、74名おみえです。
また、全体の35パーセントとなっております。その中でも15年以上在籍してい
る、平成20年4月以前の入団者は29名、全体の13.6パーセントとなっております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

高橋浩司議員。

○11番（高橋 浩司） ありがとうございます。

10年以上の在籍者の団員が35パーセント、15年となると16.5パーセント、長
年にわたって地域の安全・安心を守ってくださる団員の皆様には敬意を表し、
お礼を申し上げます。しかし、そういった方々に頼り切りではいけないと思
います。何より団員自身の意思や意向が反映されるよう、団組織の見直しを進め
ていただくよう要望し、次の質問にいきたいと思えます。

消防団は、地域の守り手として不可欠である一方、その地位や権利が十分に

理解されていないと私は感じるどころがあります。消防団員は、特別職の地方公務員として公務災害補償や退職報償金などの権利を持っています。また、消防団は自主的な地域組織で、ボランティアの性格も有しており、入退団や活動の自由が保障され、そして地域の一員として防災活動や地域行事にも参加しています。私も約15年間消防団員でしたが、現在の団員がやりがいやプライドを持っていることを現場の活動を通じて感じております。

そこで、明和町における消防団員の地位と権利保障について教えてください。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、総務防災課長。

○総務防災課長（朝倉 正浩） ご質問いただきましたとおり、消防団員は特別職の地方公務員でございます。事故があった場合など、公務災害補償や一定期間在籍した団員などについては、退職報償金支給などがございます。また、年間報酬といたしまして、各階級に応じた報酬が支給されるほか、訓練や火災などに対応した場合でも出動手当等が支給されます。年間報酬といたしましては、8万2,500円から3万6,500円まで各階級に応じて設定されておりまして、出動に係る報酬は時給1,033円で1日7時間45分で換算すると日額8,000円を超えるようにという国の通達がございます、それに合わせた状況となっております。

やりがいのある消防団活動、そして消防団の団員の皆さんが安心して誇りを持って活動できるよう、地域や関係者の皆様と取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

高橋浩司議員。

○11番（高橋 浩司） ありがとうございます。

消防団員の地位と権利の理解を深めることで、団員の確保と士気をより高く持ってもらえるよう働きかけをよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

令和2年9月の一般質問で、消防団員のモチベーション向上のため、防災士の資格取得支援を要望しました。この資格者は、勇退後も各地区の防災リーダー

一として地域防災力の向上に寄与すると期待されています。この資格取得の支援についての進捗状況を説明願います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、総務防災課長。

○総務防災課長（朝倉 正浩） 令和2年9月議会でご質問いただきました、いわゆる防災士についてお答えいたします。

議員からご質問いただいて以降、町としても取組を進めてきました結果、防災士の資格については令和4年度に2名、令和5年度に5名の計7名が取得済みとなっております。

防災士の資格取得者が増加することは地域の防災力向上につながるほか、地域の防災対策に対する意識高揚にもつながると考えられることから、引き続き資格取得を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

高橋浩司議員。

○11番（高橋 浩司） 過去2年で7名の方が防災士の資格を取得されたと答弁をいただきました。

今後は防災士も引き続き増やしてもらっていくよう支援をお願いしたいんですけれども、例えば防災危機管理者という資格があります。これは人命救助や避難誘導、復興活動のリーダー、そういった資格も今後検討してはどうかと思います。消防団員の地位と権利を明確にし、誇りを持って活動できる環境を整えることが重要です。これらにより新しい形の消防団組織の構築を要望します。

次の質問ですが、機能別消防団についてご質問いたします。

全国では機能別消防分団がOB団員、水上バイク隊、ドローン隊などが活躍し、明和町では女性消防分団が火災予防や広報を行っていただいております。

令和3年の一般質問の後、2輪隊として3台のバイクが導入され、今年の総合防災訓練でも展示されていきました。ただ、訓練や使用の形跡が見られないことから、実際、活動能力について大丈夫かいなというふうに思いました。

そこで、2輪隊の現在、編成と運用基準や訓練内容について教えてください。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、総務防災課長。

○総務防災課長（朝倉 正浩） 2輪隊というか、バイク隊につきまして答弁をさせていただきます。

バイク隊は現在8名で、うち中型免許保有者が6名、4名がプロライダーの講習を受講しております。現在250cc 1台と原付2台を導入しております、バイク隊は隊を2つに分けて隔月、二月に1回、走行と点検をしております。すなわち、毎月点検をしております。

町の防災訓練など展示の際は展示前に洗車をしておりまして、訓練等で使用される形跡が見られなかったのかというふうに考えております。

円滑かつ安全な活動のためには、再度の講習受講や資格取得者の体制も検討する必要があるというふうに考えております。

なお、令和5年度は先ほどの防災訓練のほかイオン明和での啓発活動などにも取り組んでおり、団員たちにできること、まず点検やバイクに乗り慣れることを第一に活動している状況でございます。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

高橋浩司議員。

○11番（高橋 浩司） 大変失礼しました。バイクがあまりにきれいやったんで、新車のままやと思っていました。

毎月練習してもらっている、プロライダーと言われたんですが、8名の方がプロライダーなんですか、そうじゃないんですか。また違う場で教えてほしいと思います。

ただ、団の全体の中で8名の方が免許を持っているということで、その8名の方に負担が偏り過ぎないように配慮してもらって、安全で実践的な体制づくりを期待したいと思います。

繰り返しになるんですけども、明和町でも豪雨災害や大地震の備えとして

現在の消防団プラス機能別OB団員、また行方不明者の捜索や被害状況の確認に活躍するとするドローン隊、役場でドローン隊というのは組んでもらっていると思うんですけども、消防でそういったものを組んでもらうというのも検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

昨年から今年にかけて、根倉の空き家であったり、行部、坂本、馬之上、斎王、中町の住宅、先日の金剛ヶ丘のカレー店など多数の火災が発生しております。1月の斎王での火災では、私、友人の53歳の妹が亡くなり、胸の張り裂けるような思いでした。友人は妹を助けに家に飛び込もうとしましたが、消防団員によって強く制止され、そのときは何で止めるんやと言って怒りをあらわにしていました。しかし、後に団員さんが私の身を案じて必死で止めてくれたことや、鎮火後も遅くまで寒い中、警戒を続ける献身的な消防団の皆さんにすごく感謝していると言っていました。

今の時代、自助7割、共助2割、公助1割と言われる中、消防団はその3つの役割を横断し、初期消火としての自助、自治会での共助、特別職公務員としての公助という地域にとって不可欠な存在です。持続可能で地域貢献できる環境づくりを要望し、次の質問に進みます。

伊勢麻について、2点ほどご質問いたします。

1つ目は、大麻取締法の改正についてですが、今年3月に発表された伊勢麻振興プロジェクトがスタートし、斎宮跡史跡内の3か所を含む町内で麻の栽培が行われています。先ほども町長からの説明にありましたが、10月に安全と豊穰を祈願する刈り取り神事が行われました。

これに関連し、11月14日には衆議院本会議で大麻取締法改正案が可決されました。この改正では、大麻草を原料とした医薬品の使用を認めつつ、乱用を防ぐため、所持や譲渡に加え使用も禁止とし、有害作用成分を麻薬と位置づけ、取締りの対象としました。

この可決に先立つ11月10日の衆議院厚生労働委員会の法案審議では鈴木英敬代議士が質問に立ち、三重県の明和町長が傍聴に来ておられる、明和町は産官

学連携して大麻栽培を通じた産業振興やカーボンニュートラルを目指すプロジェクトを開始していると紹介がありました。国会中継で明和町の取組が紹介されるのは全国から注目されるよい機会であったとは思いますが、それに伴う責任の重大さを深く認識し、受け止めなければなりません。

鈴木代議士の質問にあったように、大麻の利用が何でもかんでも無制限に解禁になったという誤解が生じないか、また明和町で大麻栽培を行うということに関して、薬物乱用などネガティブな先入観もあり、町民の中には心配や嫌悪感を持つ方がいるとも聞きます。

このことに対して法改正の趣旨や内容など正確な情報を住民に丁寧に説明し、正しい理解を得られるための努力が必要と考えます。町長としてこの課題に関するお考えをお聞かせください。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） 伊勢麻の件でご質問いただきました。

先月の11月16日に収穫を終えました明和町で栽培をしておりました大麻につきましては、栽培前に三重県によるTHC検査を受けており、有害成分であるTHC濃度が極めて低く、違法薬物であるマリファナにはなり得ない安全な品種であります。また、刈り取り後の検査におきましても、THC濃度が極めて低い水準で安全であるとの報告をいただいているところであります。

そうしたところなんですけれども、11月14日に衆議院本会議にて可決されました大麻取締法の改正におきましては、若者などの乱用を防ぐため、既に禁じられている所持や譲渡に加え、大麻使用罪の創設を通じて違法薬物としての大麻の乱用を防止するのだという強い意志を示したものだというふうに思っております。その一方で、マリファナのような違法薬物にはならない安全な大麻につきましては、医療や産業への利用を認めるという適切な規制緩和であり、新産業の創出を後押しする法律であると考えております。

また、世界的に有効性が十分に示されながら、日本では大麻由来というだけで処方することができなかった有効成分であるCBDを医薬品として使えるよ

うにした医療用大麻の解禁によって、今まで治療が難しかった難治性てんかんなどの患者さんが救われることにも期待ができるものと思っております。

しかしながら、議員がおっしゃられるように法改正の趣旨が正しく伝わらないことも懸念されますので、まずは明和町といたしましては、明和町が栽培している大麻は有害成分であるTHC濃度が極めて低く、違法薬物であるマリファナにはなり得ない安全な品種であることをしっかりと町民の皆様に啓発するとともに、国や県が行う啓発物等を活用しながら法改正の正しい内容の周知をしていくことが必要であると考えているところです。

また、伊勢麻振興プロジェクトとしましても、これまでもシンポジウムや勉強会を通じて、麻文化の現状と麻の正しい知識を啓発してきていただいていたところでありますが、今後も法改正の内容等についての正しい理解と、明和町での大麻栽培の安全性を町民へ周知していく勉強会の実施などを計画していただいているということでもありますので、併せてご周知させていただきたいと思っております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

高橋浩司議員。

○11番（高橋 浩司） 町長、ありがとうございます。

いろいろおっしゃっていただいて聞きたいこともたくさんあるんですけども、後段のこれまでもシンポジウムや勉強会を通じて啓発とかそういったところを行ってきたということやったんですけども、最後の部分で町民を対象とした勉強会を考えておられるということなんですが、その規模や何回するとか、その開催時期、そしてどんな説明をするのか、そういった計画を教えてください。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（森下 純） 先ほどの町長の答弁からもありましたとおり、天津菅麻プロジェクトではこれまでも定期的にシンポジウムや大麻草に関

する勉強会を行ってまいりました。

次年度の大麻草栽培の計画を周知するとともに、それに併せて今回の法改正の内容及び明和町での大麻草の安全性を周知する勉強会を定期的を開いていく予定としているところでございます。

規模につきましては詳細は未定ではございますが、開催時期につきましては大麻草栽培が始まる前、令和6年3月を予定しているとのことでございます。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

高橋浩司議員。

○11番（高橋 浩司） ありがとうございます。

町民の理解は不可欠なので、情報発信等、住民皆が理解できるような丁寧な説明をお願いし、次の質問に移ります。

大麻取締法では、栽培者は有害成分濃度が基準値以下の種子の使用が義務づけられ、幻覚などを起こす成分が含まれていないかの測定や管理が重要となります。また、栽培免許の基準と運用では、検査機関による厳格なチェックと安全体制の整備が不可欠です。

明和町は基礎自治体として安全性の確保と県との強い連携、適正な運用が求められています。この点についてどうお考えですか。

また、町の役割、目的、そしてメリット、また今後の方針についても教えてください。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（森下 純） 議員ご指摘のような懸念を払拭する安全管理体制の構築につきましては、基準値以下の安全な種子で管理するという低THC品種の種子による管理体制が国の方針でございまして、この制度の実効性には検査機関、検査体制を確立していく必要があると考えております。

11月10日の衆議院厚生労働委員会におきまして、基礎自治体の役割と安全確保に対する質問に対し厚生労働省は、安全性確保のため有害成分THCの濃度

が基準値以下の大麻草の種子を入手すべきことが全国一律の免許基準として法律に定められるほかに、各都道府県で免許基準を設定することになることから、栽培地域の市町村との連携や栽培地の管理等の要件を設定し、それらの適正な運用ができるように免許や栽培に関する基準等を技術的助言として示す予定としているとの答弁をされています。

今後は、県の免許担当部局から示された免許や栽培に関する基準を遵守し、県との強い連携を図りながら取組を進めてまいりたいと考えております。

先進的に町が取り組む意義やメリットといたしましては、麻の特徴といたしまして、ほかの農作物との違いは全草が利用できること、また二酸化炭素を1ヘクタール当たり10トン程度吸収することが世界的にも認められており、麻の面積が拡大し普及していけば、脱炭素社会の実現に向けて、明和町の取り組むプロジェクトとしての有意性は十分にあると考えているところでございます。

明和町の役割としては、県との連携を図りながら、これらのプロジェクトの取りまとめを行っていくことであり、各省庁の支援策も活用することでこのプロジェクトを積極的に支援していきたいと考えております。

今後は、このプロジェクトに参画する企業や大学と連携し、まずは伊勢麻の安全性をアピールしながら麻に関する歴史文化の継承とGXの取組を進めることによって、将来的には麻による新たな産業の創出に期待して進めていきたいと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

高橋浩司議員。

○11番（高橋 浩司） ありがとうございます。

全草というのは、全部利用できるということですね。それで、いわゆるGX、グリーン・トランスフォーメーションに寄与するということで、二酸化炭素の吸収量が多いということですかね。

それも大切なことやと思うんですけども、やっぱり気になるのが答弁にあ

ったように、検査機関と検査体制についてはどのような形を検討されているのでしょうか。例えば県と町が連携して立ち上げるのか、大学や第三者の機関に委託するのか、その内容について答弁願います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（森下 純） 検査機関、検査体制に関しましてご質問いただきました。

法改正を受けて施行される令和7年度までに、厚生労働省及び県が主体となり仕組みを整えていくこととされております。

その中で基礎自治体である町の役割はまだ明確にはされておりませんが、法が施行される令和7年度までは現状の三重県の栽培支援を基に、三重大学や三重県の検査体制の下、指導を仰ぎながら進めていく予定としております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

高橋浩司議員。

○11番（高橋 浩司） 現時点で町の役割が明確に定められていないということやったんですけれども、結局そこへ戻っていくんですけれども、正しい理解、科学的根拠に基づく規制、さらには運用も含めて確実な検査の実施により悪質な栽培者はしっかりと排除し、町民が安心して暮らせるような説明とチェック体制の確立を強く要望し、次の質問に進みたいと思います。

2つ目、伊勢麻振興プロジェクトについてお伺いいたします。

このプロジェクトは徐々に全国的に注目されるようになってきました。明和町は麻生という地名や中海の麻続神社の麻を紡ぐという意味を持つ名前知られるなど、明和町は麻と深い縁を持っていることがうかがい知れます。

私の家では毎年この時期に、見にくいんですけれども、天照大神、このお札を頂いております。このお札なんですけれども、神宮大麻と言いまして、皆さんご承知の方も多いと思うんですけれども、この名前のお札、かつてはこのお札の中に大麻が入っていました。しかしながら、大麻の不足により随分前、

これ神宮司庁にも電話させてもろうたんですけれども、正確に分からないということやったんですけれども、何十年も前から大麻に代わる代用品としておはらいをした御神木の小片、木のかげらというかが入っています。こういった身近なところに大麻があるというのは、恥ずかしながら私も最近まで知りませんでした。

こういった歴史的・文化的背景を踏まえて質問いたします。

まず、このプロジェクトを発足した経緯と今年度の取組状況について教えてください。

次に、プロジェクトには伊勢麻振興協会をはじめ民間企業や大学、明和町など産官学連携で関わっていますが、それぞれの役割について教えてください。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（森下 純） 昨年11月に三重県では、国の大麻取締法改正に先んじまして大麻取扱指導要領を改定し、安全な大麻であることを前提に、今まで厳しかった大麻の栽培場所等の規制緩和に加え、栽培目的を伝統神事に限らず大麻を活用した研究開発や産業利用にも拡大する画期的な方針を打ち出しました。

こうした流れから、明和町内の公有地や農地で麻を生産して、麻に関する歴史・文化の継承と農業としての麻生産の確立及び明和町内での麻産業の振興を産学官が連携して目指す、産学官連携伊勢麻振興プロジェクトをスタートさせています。本プロジェクトの目的は、明和町内の公有地、また遊休農地も含めた農地等で伊勢麻を生産し、麻に関する歴史・文化の継承と農業としての麻生産の可能性、担い手の確保及び明和町内での麻産業の振興を産学官連携により追求し、伊勢麻の製糸化及び大麻によるGXの推進を目指すというものでございます。

今年度は斎宮跡地内の3か所の公有地で、神事、祭事用の次年度以降のプロジェクトの種を確保するために4月に種まきを実施し、11月16日に刈り取りを終えたところでございます。

また、本プロジェクトに賛同し興味を持っていただいた企業や個人に対しまして数回のオリエンテーションや勉強会を開催することで、伊勢麻栽培の安全性の啓発と今後の企業誘致や担い手の確保に努めているところでございます。

そのほか伝統文化の継承に関わる取組として、数回にわたり麻糸作りにフォーカスした麻糸積み体験のワークショップやシンポジウムなどを開催してきたところでございます。

また、それぞれのプロジェクトメンバーの役割と取組につきましては、株式会社伊勢麻は、これまで県内で伊勢麻を栽培し、精麻を生産してきた団体であり、プロジェクトでは伝統、神事用大麻の生産、技術継承を担います。

ヘンプイノベーション株式会社は、プロジェクトでは種子供給用大麻の栽培方法の実証研究、産業用利用に向けたビジネスモデルの検証、サプライチェーンの構築など産業用利用の可能性を検討していくこととしております。

伊勢麻振興協会は、神社関係者が中心となって、これまで神事に用いる麻の国内需給率を高めるための取組を行っており、プロジェクトでは神事用大麻の利用普及や啓発活動を行うこととしております。

麻産業創造開発機構は、農業や伝統、医療の各産業において大麻草が安全で合理的に活用されることを目的として設立された全国組織となっており、本プロジェクトでは広く大麻草の活用に関する情報の収集、大麻草の活用に関する啓発活動、大麻草の活用に関心を持つ企業間の連携、認証制度に関する調査研究を行っていくこととしております。

三重大学は、国内で戦後初めて大麻の研究者免許を取得し、基礎研究から応用、展開までの研究基盤を構築しており、本プロジェクトでは明和町内の栽培地を試験栽培地として種の栽培、有効成分であるCBDの有効活用などの実証研究を行っていくこととしています。

皇學館大学は、明和町とも地方創生の連携協定を結んでおり、歴史的・文化的側面から調査研究や学生の参画を行います。

一般社団法人明和観光商社は、主として持続可能な観光地域づくりの観点か

ら伊勢麻の聖地としての観光コンテンツの開発、地域ブランディングを行うこととしております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

高橋浩司議員。

○11番（高橋 浩司） ありがとうございます。

町は今年度、斎宮跡の公有地を貸し付け、町はその取りまとめの役割を担うということですかね。じゃ、今後、町は具体的にどのような推進を図っていくのか、簡単に説明をお願いします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（森下 純） 町の役割といたしましては、プロジェクトの目標達成に向けて行政機関としての県や省庁との連絡調整、プロジェクトメンバー間のコーディネート、町民への理解促進などをしていくことであると考えているところでございます。その中でこのプロジェクトを推し進める上で、まず圃場と栽培者の確保を進めることで、他の県や市町と比較し2年早く進めているメリットを最大限に生かしたいと考えております。

また、今年度改定しました都市マスタープランに基づき大麻草の圃場を選定し、1次加工場から2次加工場等へのサプライチェーン構築を誘導していくことも大きな役割であると考えているところでございます。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

高橋浩司議員。

○11番（高橋 浩司） ありがとうございます。

町として引き続き主体的・主導的な立場で関わってもらいたいと思います。

私個人、国の大麻法改正に向けた議論を知りたかったため、9月に参議院会館で開催された第5回麻の活用に関する勉強会に参加してきました。この勉強会には中曽根弘文元外務大臣や下村博文元自民党の政調会長、地元の鈴木代議

士をはじめ多数・多方面の著名な方々が参加され、大麻栽培が伝統的な神事用だけでなく、先ほど課長も説明の中にもありましたが、医療用や健康食品、建材、脱炭素に高寄与するとか幅広い分野の可能性についての議論が活発にありました。国が法改正を75年ぶりに行うということに関しては、多様な麻への可能性への期待がすごくあるんだなというふうに感じました。

そこで、次の質問に移ります。

この先進的で挑戦的な取組を持続し、産業として成長させるためにはコストの課題があると思います。これらを解決する必要があると感じます。

現在、栽培や収穫作業はほとんど手作業で、生産コストが高く、中国産と比較して価格競争力が明らかに劣っているとされています。この状況を改善し、何より安全な製品を生産するためのコスト競争力が必要です。生産機械の導入や省力化の支援が必要だと思います。町の考えをお尋ねします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（森下 純） 大麻草につきましては、今後、食品や建材、化粧品の原材料等幅広い分野での産業利用を図るためには、効率的かつ安定的な生産が不可欠であり、議員ご指摘のように、機械導入を通じた省力化や用途に応じた最適な栽培方法の確立が必要であると考えております。

11月10日の衆議院厚生労働委員会におきまして、麻栽培に関する機械化及び省力化に対する支援に対する質問に対しまして、農林水産省は、これまでも薬用作物等の新たな品目に取り組む産地に対し、栽培体系の構築や作業体系確立のための実証などを支援しているところであり、新たな産業利用に向けた大麻草の産地化に当たっても、多品目で使用されている既存機械活用の可能性の検証及び必要な改良、用途に応じた栽培マニュアルの作成、産地化を図る上で必要となる機械・施設の導入などの支援が可能であると考えていますとの答弁がなされております。

今後は、プロジェクト内におきましても、それぞれの構成団体が国の動向を注視しつつ、三重県の農林部局、さらには農林水産省とも相談しながら、機械

化・省力化の支援を活用することでコストの課題解決に取り組みたいと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

高橋浩司議員。

○11番（高橋 浩司） ありがとうございます。

繰り返しとなりますが、産業化を推進するためには、安価な外国産に劣らない高品質で安全を確保しつつ、強いコスト競争力を持つことが必要と考えます。そのためには国・県と連携し、生産手法が確立されるまで栽培者への継続的な支援が不可欠であり、必要だと考えます。

また、今年の伊勢麻の栽培は実証実験でしたが、来年度の作付について、現時点では計画はどのようにお考えか、特に斎宮跡史跡内の公有地での栽培は拡大する方針なのか、答弁をお願いします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（森下 純） 今年度は町が提供する場所としては、斎宮跡地内の公有地で約60アールで試験的に伊勢麻を栽培いたしました。特に平安の杜横の伝統神事用大麻の生産栽培地では、発芽率が低く、また成長が悪かったため、想定していた生産量は確保できませんでした。三重大学や伊勢麻に検証をしてもらったところ、成長が悪かった原因としては、これまで公有地だったため、土壌が酸性で硬く、水はけが悪かったことが要因の一つではないかと分析をしているところでございます。

来年度は、これらの要因も加味しつつ、公有地内では引き続き現状の場所と面積で栽培を継続しつつ、将来的には面積の拡大も視野に入れ取組を進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

高橋浩司議員。

○11番（高橋 浩司） ありがとうございます。

長く公有化されていたところはちょっと固かったり、土壌が適していなかったということで生育が悪かったということは分かるんですけども、土壌改良とかもやってもらって、斎宮跡内でやっていただけるというのは大事なことやと思うんですけども、住民さんの不安を払拭しながら、町の課題である遊休農地の解消のため、そういった利活用を考えていただいとると思うんですけども、そういう働きかけも積極的に進めるように要望します。

ちょっと軽めの話になってご容赦いただきたいんですけども、11月9日の放送のダウンタウンが司会を務める番組で、女優の藤原紀香さんが毎朝麻の実を食べているということが紹介されました。たんぱく質、必須脂肪酸、ミネラルが豊富なスーパーフードで、血行促進や動脈硬化予防の効果があるとのことでした。美容と健康の意識の高い藤原紀香さんの影響力は強く、私の娘はすぐにネットで買い、私も毎朝、今食べています。効果はまだ分かりませんが、健康によい朝食として、これからも続けていきたいと思っております。

最後になりますが、明和町が全国に先駆けて麻の栽培をスタートしたことは大きな決断であり、今後の展開が注目されています。ただ、繰り返しとなりますが、正しい理解と科学的根拠に基づく規制、そして確実な検査の実効性が確保されることが大前提と考えます。

今回の一般質問は消防団と伊勢麻の2点について行いました。町民の安全・安心な暮らしと地域活性化を両立させる取組を進めていただくことを強く要望し、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（奥山 幸洋） 以上で高橋浩司議員の一般質問を終わります。

お諮りします。

議事整理のため、暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） こちらの時計で11時15分まで休憩といたします。

（午前 11時 08分）

(午前 11時 15分)

○議長（奥山 幸洋） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

3番 田邊 ひとみ 議員

○議長（奥山 幸洋） 3番通告者は、田邊ひとみ議員であります。

質問項目は、「福祉施策について」「新型コロナウイルスなどの感染症対策」の2点であります。

田邊ひとみ議員、登壇願います。

(3番 田邊 ひとみ議員 登壇)

○3番（田邊 ひとみ） それでは、通告に従いまして一般質問を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

福祉施策について、まず質問を行います。

厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所は、2070年、令和52年になりますが、日本の総人口が8700万人まで減少するとの将来推計人口、これを公表いたしました。これは2020年の1億2,615万人から約3割減少するということとなります。このうち外国人が1割を占めると推計をされ、出生率は2070年に50万人となる見通しでございます。また、高齢化も進行し、65歳以上人口の割合は2020年の28.6%から一貫して上昇して、2070年には38.7%へと増加すると予想もされております。この推計は2020年の国勢調査を基にまとめられたものです。

こうした中で、全国の各自治体は人口対策、高齢者対策や若者世代の対策を

重点テーマとして、それぞれ住民福祉施策に力を入れて取り組みを進めております。例えば群馬県では今年の10月から、鳥取県では来年度から医療費無償化を18歳まで拡大する。近隣市町におきましても、木曾岬町、医療費の窓口負担ゼロを18歳まで延長、朝日町では補聴器購入の補助、川越町では带状疱疹予防接種の補助の助成、いなべ市では学校給食完全無償化の実施、桑名市では人口減少対策のパッケージの策定として子どもを育てるなら中部エリアで桑名が一番と大きくアピールをして、その施策を進めていると伺っております。

明和町におかれましても、住民福祉の向上に向け子育て支援、高齢者支援、ジェンダー平等、障害者福祉など各方面で福祉施策に力を入れておられると認識をしております。

また、私も子ども医療費の窓口負担ゼロや給食費の無償化、補聴器の購入補助などの提案を行うことで、より一層の施策の拡充を求めているところがございます。

そこで、最初にお伺いします。

世古口町長はこれからの明和町の住民福祉の向上に向けてどのようなご認識でいらっしゃるのか、その点をお伺いしたいと思います。答弁をお願いいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） 住民福祉の向上につきまして、ご質問をいただきました。

住民福祉の向上につきましては、子育て家庭や障害者、高齢者、生活困窮者などそれぞれの分野のライフステージに沿って行政や関係機関等が連携し、切れ目のない相談支援体制を強化していくことが重要だと考えております。

明和町はまるごと相談支援係を平成30年に設置し、福祉の総合相談窓口として、多様化するニーズに対して一体的に相談できる体制を整えてきました。

また、福祉分野のこれまでの取組といたしまして、平成30年に、医療や福祉サービスにつながっていない高齢者等を適切な支援につなぐため、認知症初期

集中支援チームを健康あゆみ課地域包括支援センター内に整備をいたしました。

令和元年には、生活困窮者自立相談窓口を社会福祉協議会に設置をいたしました。

令和2年には、児童虐待防止や発達相談支援などを行う子ども家庭総合支援拠点を健康あゆみ課内に整備をいたしました。また、町民バスの運賃無料対象者を障害者手帳所持者にも拡大をしたところです。

令和3年には、地域の中核的な療育支援施設である多気郡地域児童発達支援センターをNPO法人に事業委託し、旧旭ヶ丘幼稚園に開所をいたしました。また、福祉医療の関係で、精神障害2級の方への通院の自己負担の2分の1の助成をするように拡大をしたところでもあります。

令和4年には、成年後見サポートセンターを社会福祉協議会内に設置をいたしました。また、チョイソコめいひめの障害者手帳または運転経歴証明書所持者の割引制度を創設をしたところです。

そして、今年、令和5年には、ひきこもりサポート相談窓口を社会福祉協議会内に設置をいたしました。そして、障がい者生活支援センターを地域の相談支援の拠点として位置づけをし、基幹相談支援センターを整備するなど、これまで様々な事業を行ってきたところです。

また、昨年の児童福祉法改正により、令和6年度以降に新たにこども家庭センターを整備するよう示されたところですが、来年度はこども家庭センターの設置に向け、機構改革を検討しているところでもあります。

今後も、住民福祉の向上に向け、様々な取組を進めていきたいと考えているところです。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） 答弁ありがとうございます。

明和町で本当にいろんな方面での福祉施策行っていただいて、住民の皆さん

から本当助かったという声も届いております。私個人も住民さんのお困り事の相談に対してまると相談支援係の方、お電話をさせてもらったら、本当に早い対応していただいたという経験、何度もしております。そういう部分であったり、今度、令和6年からできるこども家庭センターこういうのの整備、こういうものにはとても期待をしておりますので、これからもこういう福祉施策しっかりと取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

その中で今回の質問は、1点絞らせてもらいたいと思います。障害者福祉施策の拡充という点で質問していきたいと思っております。

障害者の65歳問題、こういうものがございまして。私がこの言葉と出会ったのは去年の年末、ちょうど1年ぐらい前でしょうか。それから3月、4月、しんぶん赤旗に掲載されている裁判の記事、これが初めて出会った言葉でございました。65歳で介護保険の申請をしなかったことを理由に、千葉市のほうで、65歳で障害福祉サービス受給の申請を却下したのは違法・違憲だなどとして障害のある人が千葉市を訴えた訴訟、いわゆる天海訴訟というものがございまして、その中でこの言葉を知りました。私の身内にも還暦を迎える障害の当事者がおります。決して人ごとではない話だと思い、とても気になっております。

そこで、お伺いをいたします。

障害者の65歳問題、これはどういうものなんでしょうか、答弁を願います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 障害者が65歳以上になることで介護保険のサービスが優先され、従来の障害福祉サービスが受けられなくなる可能性があります。これは障害者に福祉サービスを提供する障害者総合支援法では、介護保険に同様のサービスがある場合、介護保険を優先するように求める規定があるため、それまで受けていたサービスが受けられなくなったり、急に負担が増えたりする不都合が生じる場合があることを障害者の65歳問題と言います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） ありがとうございます。

先ほどの答弁でも言われましたとおり、この65歳問題、障害者総合支援法第7条において、障害の当事者の方が65歳以上になると障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行、あるいは優先的な利用をするように定められているということによるものです。これはもともと障害福祉サービスと介護のサービスの重複利用を避けるための規定であるんですけども、現実を見てみますと、介護のほうに移行することでサービス利用者の金銭的負担が増えたり、新規の障害福祉サービスが利用しにくくなったり、サービスの回数や時間の減少によりケアの質の低下が予想されるなど、いろんな問題点があると指摘がされております。また、この問題は政府主導で進められる年齢と障害者の原因疾患による権利侵害でもある、こういうことも言われております。

改めてお伺いをいたします。

障害福祉サービスと介護福祉サービスの違いというのはどのようなものなのでしょうか、答弁を願います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 障害福祉サービスの目的は、障害者の生活全般を保障することです。これに対し介護保険サービスは、要介護状態の高齢者の日常生活を支援します。

居宅介護や生活介護、短期入所など類似するサービスがある一方、障害福祉独自サービスとして就労継続支援、行動援護などがあり、介護保険独自のサービスとして訪問看護があるなどの違いがあります。

また、自己負担の考え方の違いもあり、障害福祉サービスは所得に応じて負担する応能負担、介護保険サービスは原則として1割負担する応益負担となっております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） 障害福祉のサービスと介護保険のサービス、これの違いというものが今、説明いただきました。

そこで、お伺いをいたします。

本町において、65歳で障害福祉サービスから介護保険のサービスのほうに移行された方はいらっしゃるのでしょうか。いらっしゃるようでしたら、その人数等をお知らせください。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 障害福祉サービスを受給されていた方で65歳になった方は令和2年度から令和4年度の3年間で5名いますが、全員、障害福祉サービスを継続して受けられています。これは障害福祉特有のサービスを今後も利用する必要があるため、継続をしている状況です。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） ありがとうございます。

5名の方がいらっしゃったけれども、継続して障害福祉サービスのほうを利用されている、このように答弁いただきました。

続きまして、次の質問にいきます。

では、明和町で65歳の問題、こういうことが過去に事例、実際そういう問題があったのかどうか、お伺いをしたいと思います。例えば千葉市で起こった訴訟のような事例や、そのほかにも自治体によって対応が違うために引っ越しなどにより問題を抱えてしまったという事例も耳にしております。このような問題が明和町で起きたことがあるのかどうか、また今現在こういうことで困っていらっしゃる人がいるのか、こういうことがありましたら現状を答弁願います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 明和町ではそのような問題は起こったことは

ございません。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） ありがとうございます。

明和町ではトラブルはないということで、安心をいたしました。

続きまして、次の質問いきたいと思います。

改正障害者総合支援法が来年4月より施行されます。法案の見直しに先立ちまとめられた「社会保障審議会障害者部会報告書」、この中において高齢の障害者に対する支援についての項目で、障害福祉制度と介護保険制度について介護保険優先の原則、これは変えないものの、一律に優先されるものではなく、障害者個々の事情を丁寧に踏まえ、対象となる方が必要な支援が受けられるようにすることが基礎自治体の役割である、ということが確認されております。

また、この報告書に基づきまして事務連絡、令和5年6月30日にございしましたが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について、こういうものが出されております。国は、介護保険優先原則はあくまでも原則なので、利用者の状況に即して運用するようにと自治体に通知を行っております。

そこで、お伺いします。

明和町ではこれらの報告や事務連絡に基づいて介護保険優先原則を機械的に行使するのではなく、利用者優先の運用が行われているのでしょうか、答弁を願います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 明和町では、一律に65歳になれば介護保険に移行という機械的な運用ではなく、65歳を迎えられる半年ほど前から関係者でケース会議を持ち、利用者の状況に即して運用を行っています。一例を挙げま

すと、障害サービスを受けている方が65歳を迎えて介護保険に移行する際にご家族は引き続き障害サービスの利用を希望されておりましたので、先ほど申し上げましたケース会議を行い、個々の状況に応じた運用に努めているところで

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） ケース会議というもの開いていただいて、個別の対応をしていただいているということを知って安心をいたしました。人それぞれ年の取り方、障害の状況、一人一人ケースが違うと思いますので、これからも丁寧な対応をお願いしたいと思います。

そこで、続きまして、サービスの利用当事者への周知、これがどのような状況であるのか、お伺いをしたいと思います。特に高齢の方で障害がある方の対応というのは適切に行える環境が整っているかどうか、このことが気になっております。きちんと周知をされ、適切な意思疎通が行われる環境があつてこそ、当事者が望むサービスへつながる大切な部分であると考えておりますので、答弁をお願いします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 利用者本人には障害福祉サービスの計画相談員を通じて伝えております。本人に伝えるのが難しい場合、家族もしくは後見人に伝えているところです。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） どうしても意思疎通という部分、難しいところがあると思いますので、今後とも本当、丁寧な対応をお願いしたいと思います。

そして、私自身、この問題に関して障害者の65歳問題、新聞記事を読むまで

知らなかったとこういう現実がございます。この障害者の65歳問題、一般的にあまり知られていない問題ではないのかとそういうことも思っております。

そこで、お伺いをいたします。

一般の住民の皆さんに障害者65歳問題に対する情報提供や啓発活動を行うこと、これが必要だと考えておりますが、いかがでしょうか、答弁をお願いいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 明和町のホームページに掲載しております「障がい福祉のてびき」には、障害者制度と介護保険制度の適用関係について案内をしております。

今後、必要な情報を必要としている人に届くような情報提供を検討していきたいと思っております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） 当事者も必要なんですけれども、やはり周囲の人間が理解をするということも大事なのではないかな、普段の日々の生活の中でいろんなことが話ができる、そういう中で相談も広がっていく、問題解決につながると思いますので、やはり多くの人に周知がされるような環境をつくっていただきたいと思います。これは要望としておきます。

続きまして、もう少しお伺いしたいことがあるので、お伺いをいたします。

障害福祉サービスと介護福祉サービスの担当の所管部署、これは明和町でどのようなになっているのかお伺いしたいと思います。

介護と障害福祉にまたがる部分での連携がどうなっているのか、また職員の皆さんの間で連携がうまくできているのかどうか、また相談などによる業務での負担が大きくなっている、そういうことがないのか、問題は起きていないのか、こういう部分についてお伺いいたします。答弁願います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 明和町では障害福祉担当と介護保険担当は両方健康あゆみ課にありますので、日々連携をして業務に当たっております。

この障害者65歳の壁問題についても、両担当が障害がある方へのサービス低下につながらないように連携して業務に取り組んでおりますので、現在のところ問題は起きておりません。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） ありがとうございます。

ほかの自治体では違う課でやっているというケースも多々あると伺っておりますので、明和町の場合、一つの課で連携もしやすい状況になっていること、今お伺いしましたので、安心もしております。ぜひともこれからも丁寧な対応、お願いしたいと思います。

続きまして、この対応の問題につきまして、事業所とか相談支援員、こういう皆さんとの連携はどのようになっているのでしょうか、答弁をお願いいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 介護事業所については、特定事業所研修会でケアマネージャーに対して、障害福祉サービスと介護保険制度の適用関係について、計画相談員との連携や個別の状況に応じた適切な支援を受けられるよう配慮をお願いしているところです。

ケアマネージャーと障害福祉サービスの計画相談員等、関係部門が連携を取り、サービス利用計画を作成しています。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） しっかりと連携を取って、今後とも相談事業、そういうものをしていただきたいと思います。

それでは、今後の対応についてお伺いしたいと思います。

介護保険制度、これ2000年4月に創設されたんですけども、23年以上経過をしております。日本全国で高齢化が進み、介護保険制度そのものが時代や社会に合わなくなってきていて問題も多く出ている、こういう状況となっております。

障害者という視点で申し上げますと、世界人口における障害のある方、また障害の可能性のある方の割合は15%ということでございます。We T h e 15という世界的な人権キャンペーンというものもございます。持続可能な社会をつくる上で障害のある人の社会参加は不可欠なものであり、障害のある方々の社会参加を進めるための活動や支援が広がる中で、障害の当事者の方々が社会参加をする機会、これも増えております。そのバランスを考えると、介護保険制度自体の抜本的見直しも必要ではないかこのように考えております。

介護保険法では、高齢者や高齢期を迎えた障害当事者に十分対応できていない、また障害者総合支援法は、高齢期を迎えた障害当事者の実態を踏まえたものになっていない。違う趣旨、尺度を持った法律をつなげることはできない、これは利用契約制度、利用者の負担問題などそういうものがございましてけれども、こういうところで矛盾点が生じている部分、これを解消すべく、県や国に実情を訴えて改善を求めることが必要であると考えております。この点について答弁を願います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） この問題につきましては、先ほど議員もおっしゃられましたように介護保険優先の原則を変えないものの、一律に優先されるものではなく、障害者個々の事情を丁寧に踏まえ、対象となる方が必要な支援を受けられるよう努めると、国により一定の対策が取られています。

現行制度の拡充につきましては、今後そういった声が多く挙がってくるよう

でしたら検討していきたいと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） ありがとうございます。

やはりこれは一人の人間の人生が関わっている問題だと考えておりますので、もし多くの声挙がってきたらとそれを待っているのではなくて、先へ先へという問題があるんだよということは国や県にも提案をしていただいて、より一層よい施策になるように、こういうふうに働きかけていただきたいと思います。こちらも要望としておきます。

続きまして、次の質問、新型コロナウイルスなどの感染症対策、こういうものに関して質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症は夏から秋にかけて第9波があり、一定の感染拡大、これが生じました。また、海外では、次の感染の波の立ち上がりが報告され、日本でも冬場にかけての第10波、これがどうなるのか心配をされているところでございます。また、同時にインフルエンザの流行や東京などの都会では季節外れのプール熱、また海外におけるマイコプラズマ肺炎の大流行などそのほかの感染症の流行も伝えられており、感染症対策を行う必要があると厚生労働省もアナウンスをしております。

高齢者が多い日本の特徴から考えますと、施設などでのクラスターの発生、その中での死亡者数の拡大、これに注意を払わなければならないということや、若年層、また子どもの感染にも注意が必要であると指摘がされております。

また、コロナの5類移行、感染状況につきましては定点医療機関の報告を基に週1回発表する定点把握に変わっており、情報が入手しづらくなったこと、また感染対策が緩和をされ、社会活動がコロナ禍前に戻りつつある中でいろいろな種類の感染が流行しやすい冬を迎えてまいります。また、薬不足の問題も深刻な様子で、解消に時間がかかるとこのような報道もされております。

いろいろと心配なことの多い今シーズンの感染症対策についてお尋ねをしたいと思います。

感染症対策は多岐にわたるため、今回、学校関係の質問に絞って行いたいと考えます。特に学校関係は子どもたちが集団で一日を過ごす場所でございます。感染症対策や指導などどのように行われているのか、答弁を願います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、教育課長。

○教育課長（兼）こども課長（菅野 亮） 小中学校におけます新型コロナウイルスの感染症対策につきましては、令和5年5月8日、5類に移行された際に改定をされました文科省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」、これに基づきまして感染症対策や指導をしております。

主な対応としましては、児童生徒等の健康観察、手洗い・うがいの指導、教室の換気、給食配膳時のマスク着用などを行っております。また、感染流行時などに感染状況に応じて教室のスペースの取り方を変えたり、昼食場所を変えて身体的距離の確保や密の回避に努めたり、学校の状況により判断して対応しております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） ただいま答弁いただきました。

コロナ感染症5類移行に伴っての国のほうからの通達で、学校の今、感染対策が行われているという答弁でございましたけれども、今やはり冬の時期になっていろんな感染症が出てきているということで、どうしても子どもさんが感染症にかかることで、それを看病する保護者の方にうつって、それが社会に影響してくるということで今すごくこういうこと問題視されておりますので、こういう部分に関してやはり注意が必要なのではないかなとそういう思いがあって、今回この質問をさせてもらっておりますので、続きましてこれに関しまして質問させていただきたいと思います。

感染予防としてのマスクの着用、これについてお伺いいたします。

新型コロナウイルスの感染症5類に移行することによって、先ほど答弁もありましたけれども、文部科学省から、学校教育活動においてはマスクの着用を求めないこと、これが基本になること、また学校給食の場面においては黙食は必要ないこと、こういう通知が出されております。

一方、10月13日付の厚生労働省の「今シーズンのインフルエンザの総合対策の推進について」という通知では、基本的な感染症対策について、一定の場合のマスク着用を推奨しております。また、12月に入ってから厚労省のほう、もう一段階、感染症対策ということでマスクという文言、しっかりと出てきているとそういう状況も出ております。

この10月13日の厚生労働省の推奨の感染症対策の中では、やはり留意事項といたしまして、子どもについては、健やかな発育・発達の妨げとならないよう配慮することが重要です、こういう項目や、感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあります。ただし、そのような場合においても、子どものマスク着用については健康面などへの影響も懸念されており、引き続き保護者や周りの大人が個々の子どもの体調に十分注意をお願いします、こういう指導を入れつつも、マスクの着用についての呼びかけされております。

今、医療関係者や感染症対策に従事されている方々から、感染症対策におけるマスクの効果のアナウンスがされております。また、咳エチケットということでハンカチや袖口を使う、こういうことも言われておりますけれども、それよりもマスクを使用したほうがよいとこういう意見も出ております。

全国の自治体の中では自治体職員にマスクの着用を求めたり、学校への登校時に鞆の中にマスクを入れて持たせるような指導をしているところもございます。

そこで、お伺いをいたします。

明和町では、今年の冬の感染症対策としてのマスク着用に関してはどのよう

なお考えでいらっしゃるのか、答弁を願います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、教育課長。

○教育課長（兼）こども課長（菅野 亮） 小中学校でのマスクの着用につきましては、先ほど議員が言われましたように、令和5年3月17日付の文科省通知に基づいてマスクの着用を求めないことを基本としております。暑い時期には、熱中症対策として体育の授業や部活動、通学時などマスクを外すことの推奨もしていた時期もございましたが、新型コロナ5類移行時はマスクを外さない児童生徒も多かった状況でした。現在はマスクをつけていない子のほうが多いような状況です。

先月から議員も言われましたが、小中学校ともにこれはインフルエンザによる学級閉鎖が出ており、はやっております。これからさらに感染症が拡大しやすい時期になりますので、感染防止対策としましてはマスクの着用は有効であるというふうに考えます。

学校では、マスクの着用につきまして、個人の意向を尊重するということが前提にしまして、風邪症状、喉風邪とかせきとかそんな場合とか、給食の配膳時とか必要な場面では着用を求めています。やはりマスクの着脱ということについて特に強いることのないようにしております。感染状況や子どもたちの様子に気をつけながら慎重に指導をするようにしておる状況でございます。

○議長（奥山 幸洋） 田邊ひとみ議員、質問、お昼またぎますので、続きは午後にさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○3番（田邊 ひとみ） はい。

○議長（奥山 幸洋） お諮りします。

昼食のため、暫時休憩をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 午後の1時から開始したいと思いますので、よろしくお願いたします。

（午前 11時 52分）

(午後 1時 00分)

○議長（奥山 幸洋） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（奥山 幸洋） 田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） 先ほど答弁をいただきましたマスクの着用に関してでございますけれども、私個人はマスクの着用、これは感染防止効果があると考えておりますけれども、答弁のとおり、マスクをつけるかどうかは個人の判断で行われるものであること、そのためには正しい情報、これが必要であると考えております。

ただし、現在今、SNS上などで自分の考え方と違う感染対策をしている人に対して安易にそういうことをさらし上げたりして批判をしたり、笑ったりする、そういうケースもございます。また、これは実際の生活、社会においても同様の事例が起きているとこういうこともございます。その点に関しまして大変心を痛めている、そういう部分もございますので、感染対策、それは個人やそれぞれの家庭でしっかりと考えていただいて誰かを責める、そういうことが起きないように、また学校生活におきましては子どもたちが元気に楽しく過ごせる環境となるよう状況を判断して適切な対応をしていただきたいと考えております。

そして、この感染症対策なんですけれども、完全に感染症を封じ込めることは現実的には不可能なものでございます。ですが、学校現場において、感染症が必要以上に伝播しないようにしてあげてほしいと考えております。

感染症に強い教室、これの実現を求める声もございます。これが実現するこ

とにより、子どもたちの健やかな成長と教職員の労働環境の改善、また社会の公衆衛生や公共の福祉につながるとも言われておりますので、そのための対策として専門家による調査や指導を行う学校もあるという話、これを耳にしております。

そこで、お伺いをいたします。

学校薬剤師やその他専門家による学校の教室の環境、例えば換気状況などの調査これをしていただく機会、こういうのはあるのでしょうか、答弁を願います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、教育課長。

○教育課長（兼）こども課長（菅野 亮） 学校におけます換気、採光、照明、保温、それから清潔保持その他環境衛生に係る事項につきましては、学校保健安全法によりまして学校環境衛生基準が定められており、学校の設置者、いわゆる県や市町の教育委員会でございますが、これは学校の適切な環境の維持に努めなければならないとされております。

明和町では、年に1回、1月から2月頃ですが、各学校におきまして、学校薬剤師に依頼をしまして学校環境検査を行います。その報告を受けております。調査の結果、問題のあった箇所につきましては学校及び教育委員会で環境改善の対応を行っておるところでございます。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） 学校薬剤師等の方の助言もいただいているというそういう答弁でございました。

私、換気と言わせてもらいましたのは、近畿大学の医学部の研究、11月4日の論文発表によりますと、オフィスや学校のそういう居室の空間などでクラスターが発生する原因として長距離のエアロゾルの感染の可能性、こういうものが指摘をされております。

教育施設や公共施設での手洗い、マスク着用、換気の機会の増加、こういう対策を取ることが大切だとそういうことを考えております。また、特に学校の教育施設の換気システムの改造とかそういうのは、今、学校のほうは国のほうに聞いてみますと、そういうのの改修は国としては耐震補強のほうに重きを置いていて、こういう感染症対策でのいろんなそういう補助メニューとかそういうのがまだきっちり整備をされていないというそういう現状もあると思いますので、こういうこともしっかりと声を挙げて行っていただいて、子どもたちが暮らしていく学校教室の環境、よくなるようにしていただきたいと思っております。

続きまして、新型コロナウイルスの後遺症に関する質問行いたいと思えます。

新型コロナウイルス感染症の罹患後症状、いわゆる後遺症ですが、これは年齢、性別、基礎疾患の有無、またコロナ罹患時の重症度にかかわらず、感染した全ての人に起こる可能性があります。これは子どもさんでも後遺症とは無縁ではないということです。

今、子どもの後遺症について調査や研究が進められております。

日本共産党が発行しているしんぶん赤旗の10月30日の記事の一部でございますが、新型コロナウイルスの後遺症に悩む児童や生徒への対応について、東京都が保護者向けのリーフレットを作成しました。こういうものです。

新型コロナは5類に変更されましたが、ただ、感染拡大、今も続いております。後遺症に苦しむ人の中には子どもさんも多い、こういうことが言われております。そこで東京都、9月の下旬に小中高校生について後遺症の具体的な症状や対応策をまとめたリーフレットを作り、ホームページに公開をいたしました。

症状については、倦怠感や疲労感、集中力の低下、頭痛、睡眠障害など多岐にわたると紹介。感染後に疲れやすくなり体育の授業を見学するようになった小学5年生や、感染中から頭がぼっとして集中できなくなった中学2年生など

を例に挙げました。子どもが倦怠感を訴えている場合には、訴えをよく聞き、症状や体調に併せて無理をさせないことが重要と指摘。ほかの病気が隠されていることもあるとした上で、日常生活に影響がある場合は医療機関に相談することが重要としました。症状については時間の経過とともに改善することが多いとして、主治医の指導の下で焦らずに元の生活に戻していくよう求めました。また、学習や登校に配慮を希望する場合には、学校に相談することも呼びかけました。

東京都は教職員向けのハンドブックも作り、同様に公開いたしました。これがプリントアウトしたものです。

担当者は、子どもの体調不良には思春期特有の頭痛やだるさもあり、判断が難しいこともある。気になる症状があれば、医療機関に行くことが大切だと話しております。これが新聞の記事でございます。

ここで、お伺いいたします。

東京都が発行したこのようなハンドブックやリーフレット、こういうものの存在はご存知でしたでしょうか。あわせて、子どもの新型コロナウイルスの後遺症に関してどのような認識を持っておられるのか、答弁を願います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、教育課長。

○教育課長（兼）こども課長（菅野 亮） 東京都のほうが新型コロナウイルス感染症の後遺症ハンドブックを発行していることは承知をしております。

現在のところ、国・県から新型コロナウイルス感染症の後遺症対応等につきましては、そのような通知は来ておりませんが、コロナの後遺症につきまして、年齢や性別、コロナ罹患時の重症度等にかかわらず、誰もが起こり得る可能性があるというふうに認識しております。

低学年になるほど自分の体調などをうまく伝えることができないことが多いので、学校では健康観察を慎重に行っておりまして、同時に子どもたちの様子や行動に違和感などがいないか、日々見守っております。

東京都のハンドブックにつきましては、コロナの後遺症の対応として配慮す

べき点が掲載されておりますが、これは他の病気等で長期に休んでいる子や不調が続いている子、学校生活がしんどくなっている子らへの対応と共通する部分もあるように思います。

今後、後遺症に悩む児童生徒があった場合、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、また学校全体で回復に向けて安心して学校生活が送れるように支援していくことが必要であり、児童生徒個々の体調に併せた対応を継続して行っていく必要があるというふうに考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） 答弁をいただきました。

リーフレットのこと、また後遺症のことに関しても承知をしていただいているということで、今後も対応していただきたいと思います。答弁でおっしゃられたとおりに、子どもさんどうしても自分の体調、正確に人に伝えることが難しいとそういう部分がありますので、対応はしっかりとしていただきたいと思います。

また、三重県、また明和町でもこのようなハンドブック、リーフレットがあればいいのにとそういう思いを見て、県のホームページ等検索をしてみましたけれども、県のホームページでも後遺症に関する記述は若干ございましたが、子どもや学校生活に関係するものは見当たらないので、まだ対応されていないのではないかと考えております。

都市部と地方では環境も違って、感染症の流行具合も違ってくるとは思いますけれども、新型コロナに関しましては流行の大きさに関係なく、軽症や無症状感染でも後遺症が出る可能性があると言われております。このハンドブックを読みますと、教職員の対応、不登校対応などご尽力いただくスクールカウンセラーの対応でも、後遺症の可能性しっかり見極めることが必要であると求められておりますので、明和町としてもしっかり対応していただきたいと思っております。

こちら今、ご答弁いただいた中でスクールカウンセラー等も対応していただくということになりましたので、これを先ほどの答弁として私、受け取らせていただきます。

続きまして、コロナの後遺症なんですけれども、保護者の皆さんにも子どもさんの体調を把握していただき対応できるように、後遺症の情報をしっかり周知していく必要があると考えております。このことについて答弁を願います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、教育課長。

○教育課長（兼）こども課長（菅野 亮） 保護者の皆さんへの後遺症の情報の周知ということですが、現在のところ、先ほども申し上げましたが、国・県から後遺症に関する注意喚起や後遺症が疑われる場合の対応の仕方など、後遺症対応に関する文書等は来ていない状況でございます。

また、町内の小中学校でこれまでにコロナの後遺症に該当する児童生徒に関する報告は受けていない状況でございます。

学校では、コロナの後遺症にかかわらず、児童生徒の健康観察や見守り、教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、保護者との情報共有に努めるものとしまして、後遺症に関する情報の周知につきましては、国・県や関係機関から情報等を受けた場合に速やかに周知できるように努めてまいりたいというふうに考えます。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問、田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） 答弁にもございましたが、まだ国のほうではコロナの後遺症に関しましてまだまだ対応が遅れている。数日前ですか、ちょっとニュースのほうで、コロナの後遺症の関係の患者さんの団体が国のほうに対応をお願いする、そういうような行動をされたばかりで、なかなかまだこれからの問題ではあると私も考えておりますけれども、一日も早く対応がされることを私も思っております。

そういう中で、こちら明和町のホームページ、新型コロナウイルス関係のペ

ージ、私も開いてみました。この質問を準備している段階の時期ではございますけれども、全体的に情報が古く更新がされていない、そういう状況でございました。後遺症に関する情報、それも未掲載でした。

これから対応していかなければならない後遺症問題に関して、情報提供や県のホームページへのリンクづけなど改善をしていただきたいと思いますと考えますが、答弁を願います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 町ホームページにおいて、新型コロナウイルス関連情報の更新がなされていないという件については、今年度、ワクチン接種情報など随時更新はいたしておりましたが、トップページにある新型コロナウイルス関連情報とリンクづけがされておらず、情報が見つけにくい状態になっておりましたので、修正をいたします。

また、議員ご指摘のとおり、町ホームページに後遺症に関する情報は掲載されておりませんでした。事前にこの質問いただいた際に後遺症に関する情報は既に掲載しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） 早速の対応をしていただきまして、私もまた今度確認をさせていただきたいと思います。

こちら後遺症関連、三重県のホームページを見ましても多少のことは載っているんですけども、まだまだ情報が足りていないと私、感じております。この点に関しましては、私どもも県会議員等、通して改善を求めていきたいと考えておりますが、どうか明和町におかれましても実情を踏まえた対応ができるよう、先ほど紹介しましたハンドブックの作成も含め、機会があるごとに国や県に対して意見等も上げていただいて改善されるよう、これを求めていきたいと考えております。これは要望としておきます。

今、新型コロナの感染症やその他の感染症の対策は研究等も進んでおりまし

て、日々新たな情報、これも発信続けられております。また、ワクチンの接種による後遺症、こういうものも社会問題化をしており、その対応が急がれるところだと私は考えております。これは感染による後遺症対策と並行して対応が進んでいくこと、これが必要であると考えております。

子育て世代の女性もコロナの後遺症になる人が多いとの指摘がございます。子どもさんが体調を崩したら本当心配でたまらなくなって、感染のリスクを承知の上で夢中で看病するのは仕方がないことでございます。また、子どもさんの看病で仕事を休まなければならない、それによって職場での居づらさなどストレスを感じる、こういうケースも多々あると聞いております。このようなことに対しまして社会全体が対応していくことが公衆衛生であり、みんなの健康につながることであります。私は考えております。

また、学校などで感染対策、これを行うということは子どもとその家族全員を守ること、ひいては子育て世帯全体を守ること、社会全体を守ることにつながると考えます。その思いから本日は学校での感染症対策、こういう質問させていただきました。

これからどんどん寒さが厳しくなっております。明和町の皆様が健やかに今年の冬、過ごされることを願ひまして、本日の質問を終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（奥山 幸洋） 以上で田邊ひとみ議員の一般質問を終わります。

13 番 下井 清史 議員

○議長（奥山 幸洋） 4番通告者は、下井清史議員であります。

質問項目は、「町から地元への支援対策について」の1点であります。

下井清史議員、登壇願ひます。

(13番 下井 清史議員 登壇)

○13番(下井 清史) 議長より登壇の許可がありましたので、事前通告させていただきました町内の各地域で行われる祭りやイベント等の催しに対する町からの支援について聞かせていただきますので、よろしくお聞きいたします。

初めに、大淀祇園祭の支援についてお聞きいたします。

明和町の2大祭りとして位置づけられている斎王まつりと大淀祇園祭があります。

大淀祇園祭というのは、三世古、山大淀、東区、それぞれ3地区で行われる神事で、地元の無病息災・豊漁豊作祈願を願う山車の引き回しと三世古地区の花火大会を総じて大淀の祇園さんと言われるものを示しております。

この花火大会が現在、開催に向けた寄附集め等、様々な準備が地元三世古地区にとって大きな負担になりつつあります。幾つかの例を申し上げますと、自治会長においては約4か月間ほどかかり切りになり、仕事をされている方はその間、休まなくてはならないほどです。また、地元住民も出合いで駐車場や会場付近の草刈りなどの整備、花火大会終了後の清掃やごみ拾いなど、その他も挙げ出したら切りがないほどたくさんあります。

花火大会開催費においても、今年度は町から145万円の助成を受けておりますが、地元からの出資が203万円、1件当たりに換算するとおよそ5,000円強のお金を集めており、人口減少が進む中、最近では花火大会を中止にしてはどうかという意見も増えてきて、継続どころか存続すら困難な状況になってきております。

このような状況にあることを町は認識して、存続意思の有無などどのように考えておられるのか、お聞きいたします。

○議長(奥山 幸洋) 下井議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

○町長(世古口 哲哉) 下井議員から大淀の祇園祭の関係のご質問いただきま

した。

大淀祇園祭をはじめ、地域で行われている祭り、行事が担い手や費用などの理由から継続・存続が難しくなっている状況は、大きな課題の一つとして認識しております。そのような中でありましても、地元の皆様がお力を合わせ、存続、開催していただいていることにつきまして、まずは心から敬意を表したいと思います。

議員おっしゃいましたとおり、明和町の祭りの中で大淀祇園祭と斎王まつりは町外の方々からも認知される明和町の2大祭りと考えております。この歴史ある祭りを今後も次世代へ継承していただきたいというふうに考えているところであります。

町といたしましても、祭りや地域の行事などはコミュニティー維持に大変重要で必要なものと考えており、できる限りの支援を行っていきたいと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

下井議員。

○13番（下井 清史） できる限りの支援を行っていききたいとの答弁をいただきました。

大淀祇園祭や斎王まつりをはじめ各地域の伝統行事であるとか、現在は途絶えている行事の継承や後継者育成などへの支援の取組のお考えは具体的に持っておられると思います。

国のほうでも、文化庁から地域文化財総合活用推進事業として後継者等の人材育成、普及啓発、用具等の整備、記録作成、情報整備など様々な事業への補助メニューが展開されており、総務省からも、失われつつある地域文化の保存・継承と情報発信の環境整備を目的とした地域文化デジタル化事業などがあります。明和町はこれまでもこのようなメニューにおいては最大限利活用しておられますが、今後もしっかり新しい情報を取り入れ、支援の強化につなげていただくことをお願いいたします。

次に、助成金についてお聞きいたします。

大淀祇園祭への助成金を増やす、もしくは花火大会開催費用自体を助成していくようなお考えはあるのか、お聞きいたします。

あわせて、斎王まつりは役場職員が応援に行っていますが、なぜ花火大会には来ていただけないのか、その理由もお尋ねいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（稲浦 満） 現在、観光協会を介して大淀祭典委員会へ助成をしておりますけれども、その内容といたしましては花火大会の警備に係る費用としての事業費、あとシャトルバス運行経費等に対する費用となっております。

引き続き花火大会を継続して開催していただくに当たって、花火そのものの費用というのは難しいと考えておりますが、警備等の助成につきましては継続していきたいと考えております。

また、ふるさと納税を活用いたしまして、例えば観覧席や花火などを返礼品として寄附いただくなど、祭典委員会の方々と協議のほうをしてみたいと考えております。

また、助成金につきましては、祇園祭で山車を引くなど地域の行事等を継続していただくための国や県の補助メニュー等を活用していけないかを注視してまいりまして、自治会や実行委員会の方々にご紹介のほうをさせていただきたいと考えております。

また、職員の祭りへの協力ということもご質問いただきました。地域の行事につきまして、これまで地元の皆様で行ってきていただいております、その全てに協力させていただくことは難しいかと考えております。斎王まつりは以前、町が大きく関与をさせていただいており、多くの職員が祭りの運営に関わってございました。斎王まつりが町の手を離れていくにつれまして、実行委員会の方々が主体となりまして職員の協力というのはごく少人数となってきております。

なお、今年度の花火大会につきましてですけれども、会場の草刈りに当たって面積が広く大変ということでしたので、その集積と運搬を職員4名のほうで協力させていただきました。あと、式典に当たりまして、来賓をお呼びされるということでしたので、当日の受付業務のほうを職員2名で協力をさせていただいたことにつきまして、ご報告させていただきます。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

下井議員。

○13番（下井 清史） 自治会や実行委員会に国や県の助成メニューの提案をしていただくとのことで、今後の取組においては期待をさせていただきますが、最初の質問の答弁でできる限りの支援を行っていくとのことでした。

ここで、昨年度、花火大会の費用面での内訳を大まかにお伝えいたしますが、花火大会を行うに当たって町からの助成金145万円となっております。答弁をいただきましたシャトルバス運行費用と警備費用以外に、地元から放送設備費用として約30万円、ちょうちんなどの会場設営費に約30万円、周知・宣伝用ポスター、大会プログラム表など印刷物等費用に約70万円、海上花火足場代で約25万円、ほかにももろもろの経費など地元世帯に大きな負担がかかっております。

運営規模の違いがあるのを踏まえた上で分かりやすくお伝えするために、比較対象として斎王まつりを挙げさせていただきますが、斎王まつりには今年度も印刷製本費、音響、会場設営など含め町から425万円の助成があります。町の2大祭りとして位置づけておられるなら、不透明な国や県の助成を待つ前に町のほうでしっかりと支援をしていただきたいのですが、これについてご答弁お願いいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（稲浦 満） 国や県の補助金ではなく、町として支援していけないかというご質問をいただいたかと思います。

先ほどの答弁と重なる部分があり、繰り返しとなるんですけれども、これま

で助成をしてまいりましたのは花火大会の警備などでございます。町内外から多くの観光客が詰めかけるということで、それに対し観光に寄与していただいとるということで、必要な警備やシャトルバスなどの費用として助成のほうをしてまいりました。この部分につきましては、町で引き続き支援のほうをしていただきたいと存じます。

花火大会に係る費用のうち花火自体にはちょっと難しいんですけども、それ以外の部分、祭典委員会の方々からご相談をいただきましたら、ご相談にも乗りつつ協議してまいりたいと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

下井清史議員。

○13番（下井 清史） 分かりました。

相談があったら協議していただけるとのことですが、幸いにも本日は大淀地域の方も傍聴に来ておられます。早々に協議の提案をされると思いますので、対応のほうしていただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

町内各地で伝統的な祭りや行事がたくさんあります。しかし、現在では人手不足や資金面での問題などいろいろな要因で、その継続が困難になってきている地域が多くあるものと推察いたします。

このような中、今年度は小さな好循環モデル活動支援金としてそれぞれ数万円程度ではありますが、実際に応募し支援を受けた方はとても喜んでおられたと聞いております。

地域活性化にもつながり、伝統や文化を継承していくために、今後も何らかの形でこのような事業の継続をお願いしたいのですが、町長、お考えをお聞きいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） 本年度実施させていただいた小さな好循環モデル活動支援金につきましては、持続可能な観光地域づくりを目指していく中で地方創

生推進交付金事業を活用し、町制65周年という契機であったことから、14の地域の伝統行事などに支援を実施させていただきました。

また、令和4年度には、文化庁の補助金である地域の伝統行事等のための伝承事業を活用し、伝統行事を行う自治会に対しまして用具等の購入や修理の費用を全額補助をさせていただいたところであります。

こういった伝統行事を継承していただくための事業があれば、今後も地域の方々にご紹介をしていきたいと思っております。また、65周年で行いました今回のような支援につきましては、節目節目の年にできないかというのを検討してまいりたいと思っております。

最初にも申し上げましたが、祭りや地域の行事などはコミュニティーの維持に大変重要なものと考えておりますことから、地域の皆様が伝統行事を続けていっていただくためにこういった施策を行うことができるのかというのを、これからも相談にも乗らせていただきながら一緒に考えていければなというふうに思っておるところです。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問、下井議員。

○13番（下井 清史） 各地域の伝統行事のほとんどは、高齢化などによる後継者不足や費用面の工面など非常に厳しい状況の中、行われています。節目節目でとの答弁でしたが、単発で終わらせることのない、毎年した継続支援をしていただくお考えをお持ちでないのか、お聞きいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（稲浦 満） 継続した助成ということの考えはないのかというご質問でしたけれども、各地域で厳しい状況の中、実施していただいとる伝統行事につきまして、その一助となるよう本年実施した伝統行事への支援につきまして地方創生推進交付金を活用しており、継続した支援というのはなかなか難しいかなと考えております。

そういった支援を行うための新たな事業がないかというのを注意深く見てい

きまして検討していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いしたいと思います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

下井清史議員、再質問ございますか。

○13番（下井 清史） 分かりました。国や県の支援頼みのみで、少額でも町出費はしないとお考えであったと思います。厳しい財政状況は理解いたしますが、少額の支援で継続できる行事もありますが、それもできないと理解をさせていただきました。

真新しい先進的な事業も大切です。史跡齋宮跡の保存・活用も大切です。地域の小さな伝統文化を守ることも同じく大切だと思いますが、先ほどの答弁から、地域の伝統行事にはあまり関心がないのか、町の姿勢として不安になります。

ここで改めて町長に確認させていただきますが、少額でも継続した支援はしないということでしょうか。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） 地域の伝統行事というのは、大体地域の方たちが例えば無病息災とか、それとか安産祈願とか、その地域の方の霊を慰めてやるとかそういった地域がもともと行ってきた地域の行事であるというふうに思っております。

ですので、やはり基本的には地域の皆さんで守っていくというのが大原則だというふうに思っておりますので、伝統行事そのものに、先ほども申し上げましたけれども、大淀の祭りも花火の警備という形でやっていますので、花火本体というのは今もやっていませんということです。そういった伝統行事というのはやはり地域の力でやっぱり守っていくというのが大原則であろうと思っておりますので、そこをどういうふうにつなげるかというのは相談に乗らせてもらいたいと思っておりますけれども、金銭面でやると明和町にほかにもいっぱい伝統行事、祭りがありますもので、全てどうするんだという話になってきますので、

今の段階として、そういった形で全ての祭りに出していくというのは今のところ考えていないという状況です。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問、下井清史議員。

○13番（下井 清史） 町長が言われるのもすごく分かるんですけども、ただこのご時世、やはり今現在いろんなことをやっていくに当たって、各地域でなかなか難しくなってきたというのが現状やと思います。それぞれの地域で頑張ってくださっている方々のご苦勞を思うと、町として協力していただけることを期待しておりました。正直言いまして、ちょっと期待を裏切られたようで残念なんですけれども、ただ厳しい状況ではあるとは思いますが、ぜひいろんな手段を持って支援の強化と継続をお願いしたいと思います。

新型コロナウイルスの流行で全国的に中断を余儀なくされていた伝統行事ですが、問題なく再開されている地域もある一方で、コロナ禍を経て以降、費用や後継者不足等の課題や問題が見えてきた地域もあります。このような祭事は地域おこしとなる魅力発信や地域住民の触れ合い、有形無形文化財の保護と伝承など明和町にとっても守っていかなければならない大切な財産です。一定の支援はありますが、地元自治会や地域の有志に放任することなく、共有した意識を持っていただき、利活用しやすい制度や支援への取組の強化を強く要望いたします。本日の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（奥山 幸洋） 以上で下井清史議員の一般質問を終わります。

2番 中井 啓悟 議員

○議長（奥山 幸洋） 5番通告者は、中井啓悟議員であります。

質問項目は、「新庁舎建設の方向性を問う」と「町内公共施設の使用料及び

指定管理者施設の利用について」の2点であります。

中井啓悟議員、登壇願います。

(2番 中井 啓悟議員 登壇)

○2番(中井 啓悟) 議長より登壇の許可がありましたので、通告のとおり質問させていただきます。

1点目に、新庁舎建設への方針はどのように考えておられ、現段階での計画や準備はどのような状況なのかをお聞きいたします。2点目として、町内公共施設の使用料において、税負担の公平性が担保された料金設定がなされているのか、また公共施設及び指定管理施設のインボイス対応などをお聞きいたしますので、よろしくお願いたします。

初めに、新庁舎建設の方向性についてお聞きいたします。

現在の明和町の庁舎は昭和35年に東側庁舎が、昭和52年に西側庁舎が建設され、その後、平成8年と平成12年に2回増築工事が行われました。東側の庁舎については建設から63年が経過し、経年劣化による耐震性の低下や日常業務機能性の課題など、様々な方向性において不安な状態にあると思います。

令和3年に消防庁が実施した防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査において、耐震基準を満たしている全国の自治体庁舎は83.9%となっており、恐らく明和町、ここに入っていないものと思います。

改めて庁舎の役割というものは、行政活動の柱として町民皆様の生活を支えるため、様々な支援やサービスを行う中核的な施設であり、発災時には重要な拠点となります。

このような実態を踏まえ、直近で実施された耐震調査の時期と診断結果をお聞きいたします。

あわせて、明和町庁舎は県内においてどのような位置づけにあるのか、現状をお聞きいたします。

○議長(奥山 幸洋) 中井啓悟議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

○町長（世古口 哲哉） 庁舎の耐震性の関係でご質問いただきました。

現在の庁舎の耐震調査についてですが、昭和35年に現在の東庁舎が完成し、以降、増築等を重ねてきております。

平成29年度に役場庁舎の東棟と西棟の耐震調査を実施したところ、結果につきましては調査時点で、東棟につきましては0.489、西棟では0.737とともに耐震基準でありますI S値の0.9、これ庁舎に求められておるI S値の基準値なんですけれども、0.9を下回っており、地震の振動及び衝撃に対して倒壊または崩壊する危険性があるとの診断結果が出ております。また、東側は建物構造自体の問題やコンクリート強度の不足等により、耐震補強をしても十分な補強は困難とされております。

このことから明和町役場庁舎の耐震性が確保されていない状況にあり、災害対策本部が置かれる庁舎については、災害時の業務継続性確保の観点から対応が必要となってきております。

県内の状況につきましては、担当課長のほうから答弁させていただきます。

○議長（奥山 幸洋） 総務防災課長。

○総務防災課長（朝倉 正浩） 県内の状況等についてご質問いただきました。

中井議員からは過去に平成29年の9月定例会でも、一般質問で庁舎の現状についてご質問をいただいております。当時は尾鷲市と伊賀市、それと明和町が指摘をされていましたが、以降に伊賀市については平成30年に新庁舎整備を、尾鷲市についても令和3年2月に新耐震の改修工事を完了しているところでございます。このことから、令和2年10月1日現在で防災拠点となる庁舎の耐震化状況が発表されておりますけれども、29市町のうち、庁舎が耐震化できていないのは明和町のみという状況でございます。

なお、代替庁舎といたしまして総合体育館を指定してございまして、この耐震化は対応できているものの、本来この本庁舎が対応できていない状況は早急に解消すべき課題となっております。

令和3年10月には県からも耐震化の取組を行うよう通知があったところであり、防災拠点となる公共施設の耐震化を業務継続性確保の観点からも速やかに取り組むことや、災害対策本部等の整備には緊急防災・減災事業債が活用可能になったことなどが通知されている状況でございます。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

中井啓悟議員。

○2番（中井 啓悟） 県内で耐震基準を満たしていないのは、現在、明和町のみということで、また平成29年のときにも私、質問したときに、調査云々ということも聞かせていただいたと思うんですけれども、当時の調査結果のままで、当時も下回っておって、以後6年が経過した現在の建物の強度はさらに劣化が進んでいるものではないかなと感じております。

あと、重ねて県からも早く耐震化をなさいよというようなことの通知も来ておるということで、解消すべき課題であるということは認識しておられる旨の答弁やったと思いますが、あわせて庁舎機能の一部である災害対策本部等の整備に対しては緊急防災・減災事業債、いわゆる緊防債と言われるものですが、活用できるともお答えいただきましたが、こちらについては申請期間の延長もあるかと思いますが、原則としては時限付のものであると思います。

したがいまして、緊防債ありきで進めていくのであれば、できる限り早期に取り組んでいかなければなりません。中学校建設を経て、今後は新小学校建設などの大規模事業を控えており、町の財政状況を踏まえる中において、緊防債など国や県からの補助金等含めた様々な手法の検討はされているとは考えておりますが、これらを踏まえて建設計画及び建設費の想定はされているのか、お聞きいたします。

基金からの繰入れを含めた起債額、借入額、借金です、また償還金額、返済金額と一般会計への割合はどうなるのかなど一定の想定はされているのか、お聞きいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、総務防災課長。

○総務防災課長（朝倉 正浩） 平成27年に計画いたしました庁舎整備の概算工事費、基本計画の中に乗っておったんですが、約23億円、正式に言うと23億1,400万円、税抜きでございますけれども、で算出をしております。

昨今の社会情勢の変化や資材価格の高騰、あるいは労務費の高騰により建設工事費が増えておりまして、庁舎建設についても40億円を超える規模になると想定をしております。このことから当初想定しておりました整備計画のほか、災害対策本部機能など防災機能を中心とする、いわゆる仮称でありますけれども、例えば総合防災センターとして一部を先行して段階的な整備をすることも検討を進めているところでございます。

この防災センターに関する部分につきましては、防災拠点となる公共施設等の耐震化に係る費用といたしまして、先ほどの緊急防災・減災事業債が活用できることとなっております。これは対象事業費に100%起債で充当できるほか、その元利償還金、いわゆる返済の部分でございますが、70%が地方財政措置がされるというものでありまして、こういった活用も含めて検討をしているところでございます。

基金や起債残額等を含めた財源等の考え方については、まちづくり戦略課長から答弁いたします。

○議長（奥山 幸洋） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（森下 純） 財源の考え方につきまして、総務防災課長から説明いたしました緊防債のほか、まずは活用できる補助金や起債などの検討をしているところでございます。しかしながら、現段階では活用できる補助金はない状態で、補助金を仮に活用できたとしても建設事業費の全てが補助対象経費でないことから、一般会計において相当の負担が見込まれると考えられます。

また、起債につきましては、償還が将来の負担となることから、現在進行しています明和北小学校等に係る償還額等も含めてしっかりと分析を行い、新たな財政健全化プラン策定と併せまして、基金の積立ても含め慎重に判断する必

要があると考えているところでございます。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

中井啓悟議員。

○2番（中井 啓悟） 社会情勢を踏まえる中で23億円、当初計画しておったのから、今で考えると40億円を超えてくるのではないかということでした。

段階的ということもおっしゃられておったんですけれども、仮称で防災センターというようなところで災害対策本部、まずそこを設置するためにという意味合いだと思うんですけれども、やはり今の庁舎のままで万が一地震が来て倒壊ということになれば庁舎機能が麻痺したらどうしようもないので、いろいろ段階的にやっていただいとるということで少し安心したんですけれども、建設費と今後も資材費等、価格の変動は大いに考えられますので、柔軟な体制づくりが必要であると思います。

また、基金積立てにおいては、その多くが現状ふるさと寄附によって支えられているということでありますけれども、制度の変更など状況の変化が著しく、ふるさと寄附を基金の柱として取組を進めていくことは危険であると感じます。

先日、開催されました上御糸小学校跡地利用意見交換会の場で地域の方々から、今後閉校する小学校への庁舎機能移転をしてはどうかというご意見がありました。これは修正小学校のときもあつたと思うんですけれども、しかし、町からの回答はそのような考え方はしておらず、民間活用を進めていく旨の方向性を示しておられました。ということはイコール新しく建てるという方向で理解はしたんですけれども、であるなら庁舎の現状を鑑み、来庁者や職員が危険な場所にいるという意識を常に持っていただいて、人災とならないように早期に具体的かつ柔軟な目標を定めた取組を進めていただくよう、要望をさせていただきます。

では次に、町内公共施設の使用料及び指定管理施設の利用についてお伺いたします。

明和町では、令和8年開校に向けた新小学校建設をはじめ、近年では中学校

の新校舎建設や総合体育館の大規模改修など教育施設、公共施設ともに多額の費用を投じてきました。

既存の各公共及び教育施設においては、経年劣化等による改修や修繕費用などが継続的に必要で、3役及び課長をはじめとした担当職員も含め知恵を絞り、様々な対策や対応を講じていただいております、この財政の厳しい中において苦慮されているものと考えます。その費用を賄っているのが利用者、受益者の施設使用料と、大半は町民の皆様の税金によるものだと思います。

このような状況において、本年6月から総合グラウンドと担い手センターの利用料の値上げをいたしました。現在の公共及び教育施設における使用料はどのような算定基準、また積算根拠において決定しているのか、お聞きいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、副町長。

○副町長（下村 由美子） 現在の公共及び教育施設における使用料はどのような算定基準または積算根拠において決定しているのかというご質問でございますが、公共施設や教育施設の使用料の算定基準と申しますのは、それぞれの施設の役割や目的に基づいて個別に設定しております。

これらの施設は町民の皆様の生活の質や福祉の向上、そして余暇の提供など幅広いニーズに対応するため、運営しております。料金設定は議員もおっしゃられたように受益者負担の原則に基づいて、料金の設定に際してはまた近隣市町や類似団体の施設、それから既存の同規模の施設の料金を参考にしながら公正な料金設定をしているところでございます。

各施設の使用料の算定基準及び料金設定の考え方につきまして、代表的な施設について答弁させていただきたいと思っております。指定管理施設でありますドリームオーシャン総合体育館や社会教育施設については教育課長のほうから、そしていつきのみや地域交流センターやさいくう平安の杜の公共施設については斎宮跡・文化観光課長のほうから答弁をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、教育課長。

○教育課長（兼）こども課長（菅野 亮） 教育課からは、中央公民館の施設使用料及び公民館講座の使用料、指定管理事業者が運営します社会体育施設の使用料について申し上げます。

中央公民館の施設使用料につきましては、施行規則で料金表を定めております。この金額設定に関する積算資料は残っておりませんが、施設の建設費や維持管理費を反映した金額というよりは、近隣市町や県内市町の料金を参考にし、使用者の負担が重くならない範囲で料金設定をしたものと考えます。

公民館講座につきましては、申込料として200円を徴収し、講座生の保険料等に充てておりますが、教材やテキスト代等は別途個人負担としております。同好会についても同額の申込料以外は個人負担としております。

それから、指定管理者のほうの社会体育施設の使用料については、ドリームオーシャン総合体育館、総合グラウンド、テニスコート、担い手センターの機能回復室等がございます。これらの施設の使用料につきましては、体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則で定める金額を上限といたしまして、その範囲内で指定管理者が定めることとしております。

町では、令和2年度に見直しを行いまして、令和3年度にこの規則の設定金額を変更しております。この見直しにおいては、受益者負担の原則に基づいて使用料原価と稼働率、それから受益者負担割合により使用料を積算するものとし、近隣市町等と比較検討もした上で料金設定をいたしました。

以上でございます。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（稲浦 満） 斎宮跡・文化観光課からは、史跡斎宮跡内にございますいつきのみや地域交流センターとさいくう平安の杜の使用料について申し上げます。

こちらの施設の使用料につきましては、それぞれの条例で定めてございます。この金額を設定するに当たっては、利用する方が過度の負担とならないように

建設費などを反映させるようなことはしてございませんでして、他市町の使用料を参考にして設定してございます。

また、条例では上限金額を設定してございまして、その範囲内で町と施設管理者で協議をした上、設定した使用料を徴収できるとしてございます。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問、中井啓悟議員。

○2番（中井 啓悟） 大まかな施設利用料の概要をお答えいただき、受益者負担を原則として、利用者になるべく負担がかからないように料金設定がなされているものとお答えいただいたかと思います。しかし、それを受けて少し残念に感じた部分でもあります。

次の質問の内容とも重なっていくので、あまり触れませんが、持っていたきたい認識として、原則とするのは受益者だけではなくて、受益者負担に偏った考え方ではなくて、同等に各施設の維持管理、修繕等に係る費用、そのほとんどが受益者ではない、言うたら使用していない、端的に言うとしていない町民の皆様の税金で賄われているということ。税の負担は町民の皆様であるという認識も、原則として持っていたければと思います。

戻りますが、各施設には利用目的による特性があり、公共性であるとか、福祉的、教育的、また観光面など様々で、その全てを一くくりにすることは難しいかもしれませんが、実際に算定根拠を明確化し、自治体全施設の使用料を一定の基準で統一した料金設定がされている事例も多くあります。各施設の特性などを踏まえ、フルコスト情報の整備などを基に一定の基準を割り出すことは不可能ではないと思いますので、取り組んでみるべきではと思います。

仮にこれが設定され一元化できれば業務認識の統一が図れ、職員間のです、事務コスト及び負担軽減につながるものと考えますので、受益者の利用料や税の負担者である町民の皆様、双方どちらかに過度な負担がかかることのない、かつまた透明性が担保される料金基準の設定に向けた取組の推進をお願いいたしまして、次の質問をさせていただきます。

ここ最近では世界的な規模で物価高騰が起きており、重ねて実質賃金は18か月減少し、名目賃金に当たる現金給与総額は21か月連続で上昇しているとはいえ、物価上昇がそれを上回る状況となっております。

このような中、先ほども触れさせていただきましたが、受益者負担の適正化、また税負担の公平性という観点を踏まえた料金設定がなされているのか。はっきり言いますと利用料金の値上げの考えはどのようなのか、お聞きいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、教育課長。

○教育課長（兼）こども課長（菅野 亮） 公共施設等の料金設定におきましては、先ほど議員が言われましたように、受益者負担、税負担の公平性の観点に立って検討することが重要であるというふうに考えます。

社会体育施設の使用料につきましては、先ほど申し上げたように、条例施行規則の改正を行いましてこの金額の範囲内で料金の見直しに関する協議を指定管理者のほうと行いまして、本年6月より総合グラウンド、担い手センターの料金については値上げをすることといたしました。総合体育館についても、令和6年度以降の値上げを予定しているところでございます。

なお、これらの使用料には公共的な使用に係るときなどの減免規定というのでも設けております。

また、テニスコートについては、近隣市町と同程度の設定となっておりますので、こちらのほうは現在のところ、料金を変更する予定はございません。

中央公民館の施設使用料についても、体育施設と同様にやっぱり受益者負担の原則に基づいた料金設定が必要であるというふうに考えます。しかしながら、生涯学習の拠点施設でもあり、施設の使用状況、使用者の構成、また近隣市町や県内市町の料金設定状況等も調査しながら検討をしていく必要があるというふうに考えておるところです。

公共施設の使用料について、やはりコスト計算だけで考えますと金額設定は高くなりますが、福祉の向上や健康増進、生涯学習の推進など公共性や町民が幅広く利用する環境を確保するためには、町民の利用しやすい金額設定も必要

であります。受益者負担割合を考えながら、他市町の状況も参考に妥当な金額設定というものを考えていきたいと思えます。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（稲浦 満） 先ほど教育課長のほうからも答弁ございましたけれども、受益者負担や公平性の観点から使用料を定めていくということは重要であると考えております。

しかしながら、当課が管理する施設としましては観光としての意味合いが強いと考えてございます。町をPRするため、積極的に活用していただきたく、あまり高額な使用料を設定することは考えておりませんので、また現時点でも物価高騰による使用料の見直しというのは予定はございません。

しかしながら、将来において、ほかの施設や公園につきましても、柔軟に使用料を徴収していけるよう状況に応じて見直しを検討してまいりたいと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問、中井啓悟議員。

○2番（中井 啓悟） 近隣自治体と比較しながら差があまり生じないよう料金設定をしているとのことでしたが、明和町は比較的、他市町より低く設定されている施設があると一部ですが、利用者から聞いています。それはいろいろあると思うんですけれども。

これらの料金設定が受益者負担と税負担の公平性のバランスが取れているかどうか大切であると思えます。どちらかを軽くすれば、どちらかに負担が行く、当たり前の話なんですけれども、このバランスがすごく大事だと思うんですけれども、現在は受益者負担の原則で料金設定をしているとの答弁、理解しておるんですけれども、利用料を頂いておる受益者も大切です。しかし、先ほどからも言うておりますが、施設の改修の費用の大半は町民の皆様の税金で賄われているという事実、要は利用している方と利用していない方、この2つに極端に分けた言い方なんですけれども、そこら辺にしっかり意識を向けてい

たきますように改めてお願いいたします。

値上げを要望するものではないんですけれども、算出根拠を明確にして透明性を担保し、コスト削減などの努力をしていただけたら、仮に値上げをした場合においても利用者の納得・理解も求められ、得られるはずだと思います。さらには、町民の皆様への税負担の軽減も図れると思いますので、公平かつ適正な料金設定の取組をお願いいたしまして、次の質問をさせていただきます。

次に、公共施設及び指定管理施設のインボイス対応についてお聞きいたします。

このインボイス制度が本年10月から開始されましたが、コミュニティーセンターなど含めた各公共施設及び指定管理施設において、利用者への対応、併せて施設担当者にも十分な指導や対応はされているのか、お聞きいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、税務課長。

○税務課長（西尾 仁志） 町の公共施設や指定管理施設におけるインボイス制度の導入や利用者の方々への対応についてご質問いただきましたので、お答えさせていただきます。

主な町施設といたしまして、まず人権センターや中央公民館につきましては、事業者や個人事業主を対象に施設の使用料やコピー代等の収入があるため、インボイス制度に対応した領収書に変更しております。担当職員は簡易マニュアルを作成し、職員間で連携、情報共有や確認を行い、利用者に対応しております。

指定管理施設では、それぞれ事業者において制度及び利用者への対応を行っております。まず、明和町社会福祉協議会では、税理士の指導の下、適切な対応を行っております。また、国史跡斎宮跡保存協会では、商工会での制度研修を受け、税理士の指導によりの確な運営を実施しております。

教育関係の指定管理施設である小林農産ふるさと会館は、指定管理委託費以外の収入であるコピーの使用料や貸出しカード発行手数料などの領収書を設置しインボイス対応をしており、職員間での連携や情報共有、確認を行い対応し

ております。

また、ドリームオーシャン総合体育館及び総合グラウンド、テニスコートなどの体育施設では、施設の使用料収入や自動販売機収入などがございまして、インボイス対応の領収書を設置するとともに、事務職員や管理人等についても対応できるよう体制を整えております。

次に、コミュニティーセンターでございませけれども、こちらは各地区の運営委員会の下で運用されておりました、地域住民の交流を図ることが主な目的となっております。この施設の収入である使用料金や町からの負担は光熱水費など維持管理費でございまして、利用者にはインボイス対応の業者がほとんどいないため、現在は制度の対象外として運営をしております。ただし、今後の利用状況によっては対応することも念頭に入れ、その場合は館長等を通じて運営委員会とも協議を図っていきたくと考えております。

その他の町施設につきましても、今後の利用状況を注視しながら、制度への対応及び窓口の受付職員が対処できるように検討していきます。

以上でございます。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問、中井啓悟議員。

○2番（中井 啓悟） 行政機関である以上、十分な対応ができているとは思っておりましたが、利用者、窓口担当者ともに、丁寧かつ万全の体制づくりをしていただいているとのことで安心をいたしました。

これをなぜ聞かせていただいたかという、明和町ではないんですけれども、他の近隣市町の県の施設の窓口担当者が、全くインボイスのことを何も教えてもっていないし、1回対応で後手を踏んだというようなことも聞いていますので、明和町はどうなのかなというふうな思いで聞かせてもらいました。

しかし、先ほどしっかり対応していただいておりますと答弁をいただいたんですが、インボイス制度の導入からまだ日が浅いので、利用者に対してはもちろんのことですが、担当者が制度対応に慣れるまでの間は担当者からの相談窓口の

明確化等の体制づくりをお願いいたします。

最初の質問で聞かせていただきました庁舎については、現状のままというわけにはいきません。現庁舎を使用した耐震化がまず不可能であるということ踏まえ、新庁舎建設、もしくは移転など、多額の費用がかかったとしても必要なものは必要です。過度な将来負担にならないよう、商工会などの関連団体や民間事業者など、他分野との複合施設なども視野に入れ知恵を絞っていただき、すぐに計画策定をしてくださいとまでは言いませんが、適宜適切な対応ができる柔軟な目標設定などはしていくべきだと考えておりますので、なるべく早い段階で取り組んでいただくようお願いいたします。

あわせて、施設利用料での質問をお願いさせていただきました。一定程度の算出基準の設定並びに受益者負担と税負担の公平性、このバランスを十分に考慮した料金設定の推進に取り組んでいただきますことを改めてお願いいたします。本日の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（奥山 幸洋） 以上で中井啓悟議員の一般質問を終わります。

お諮りします。

議事整理のため暫時休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 異議なしと認めます。

よって、こちらの時計で2時20分まで暫時休憩いたします。

（午後 2時 12分）

（午後 2時 20分）

○議長（奥山 幸洋） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

8 番 辻井 成人 議員

○議長（奥山 幸洋） 6番通告者は、辻井成人議員であります。

質問項目は、「安心、安全な暮らしやすいまちづくり」の1点であります。

辻井成人議員、登壇願います。

（8 番 辻井 成人議員 登壇）

○8番（辻井 成人） ただいま議長より登壇の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

世古口町政として5年が過ぎた現在、明和町は、2023年11月1日付で世帯数9,592世帯、人口2万2,869人とホームページには記載されております。1世帯当たり自家用車1台の保有としましても9,582台、また、事業所などの企業の方々も含めるとその台数は1万台以上になると考えられております。朝夕の一定時間に1万台のうち約7割ほどの車両が7,000台、町道を通行すると考えておられますから、そのことを念頭において、町道、通学路の安心安全確保についてお伺いをします。

2万2,869人の暮らしの安心安全を考える上で、明和町長の所信表明、また6次総合計画で示されている基本理念、方針は政策として一定の評価、理解は示すもののまだまだ漠然としており、特に道路の安全性については住民に寄り添った施策が十分発揮されていないように思われます。

そこで、今回は公共交通と通学路について、また、その両方を兼ね備えている路線の現状、課題、そこから生まれる今後の方針についてお伺いをさせていただきます。とはいっても、明和町全体では路線が多過ぎますから、今回は私が生まれ育った上御糸校区の何路線かに限定をさせていただいて質問させていただきます。

まず、1番目ですが、公共交通と通学路を兼ね備えている路線についてですが、これを見てもらったら分かりますが、これはちょうど下の写真がブラザー

さんのほうから撮った写真です。

上の写真に戻していただけますか。

これが相野のほうから撮った写真です。ブラザー工業株式会社の前面道路と大淀役場坂本線が交わる交差点から、下に相野地域に入っていく町道東野相野線があります。これですね。その途中から笹笛川を渡り、中央線に向けて東西に走る上御糸南5号線が町民バス、また通学路にもなっておりますことはよくご存じのことと思います。

以前より大淀役場坂本線と東野相野線の交差点は、地域から安全に大淀役場坂本線にアクセスするための道路拡幅や隅切りの要望が出されておると聞いております。

もう一つ、めくってくれるかな。

今がこれで、こう行ってこの路線があるんですけども、上御糸南5号線は、笹笛川に架かる相野橋前後の道路取付け幅員や道路安全施設に問題点があり、住民より私も指摘を受けております。ちょうどこの部分です。

そのような状況下においても、近年の開発事業によりこの地域の人口密度は大きく増しており、当然車や自転車等の通行量も増え、まさしくこの町道が地域住民の主要道路にもなっておるのが現状です。しかしながら、場所によっては道路幅員が狭く、電柱も道路上に建柱されており、なお道路の有効幅員を狭くしており、安全施設や保安施設も整備が行き届いていない箇所が見受けられ、交通障害を発生する要因をつくり出しております。

このような現状を踏まえて安心安全の観点からどう感じ、考えておられるのか、明和町長としての所見をお伺いします。

○議長（奥山 幸洋） 辻井成人議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

○町長（世古口 哲哉） 辻井議員のほうから道路の関係のご質問をいただきました。

私のほうからは、町道の道路整備の全体的な考え方についてをお答えし、ご指摘の具体的な路線の部分につきましては、建設課長のほうから答弁をさせていただきます。

明和町の道路整備は、幹線道路とそれ以外の道路に分かれておりまして、2車線などの道路と集落と集落をつなぐ重要な道路が幹線道路となっております。幹線道路の道路を広げたりする工事は、町のほうで計画を立てて工事を行っています。

今現在行っているのは、坂本前野線の須田地内の工事とか、明和中央線の行部地内の工事がそれに当たります。

幹線道路以外の道路工事につきましては、主には自治会からの町単要望を受けて工事等を行っているところです。

安全対策の部分につきましても、自治会からの要望や、それから通学路の交通安全推進会議などのそういった団体のほうからの要望で、カーブミラーなどの修繕とかをしております、危険箇所の対策を行っているところです。

それでは、具体的な路線の関係につきましては建設課長より答弁をさせていただきます。

○議長（奥山 幸洋） 答弁。

建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） それでは、最初の具体的な路線、これを代えていってもらっていいですか。

緑色のところが、さきにご指摘がありました町道東野相野線でございます。相野自治会より平成元年の6月17日付で、1番要望で道路拡幅の要望をいただいております。要望内容は、道路幅員が狭いので自動車同士の対向や、人や自転車も避けにくいので、側溝つきの道路の拡幅をお願いするものでございます。現在通学路の指定とはなっておりません。

町民バスにつきましては、大淀ルートの中野ー相野間のバス路線となっております。大淀ルート右循環で、7時台に1台と9時台に1台、それと大淀

ルート左循環で11時台に1台と15時台、あと16時台に1台で、計5回となっております。

道路の拡幅工事につきましては、町長からの答弁と重なりますが、自治会からの町単独要望対応となります。現在厳しい財政状況から、現在行っている継続箇所の完了後にしか、新たな実施箇所を選定できない状況となっております。ご理解をお願いいたしたいと思います。

続きまして、2つ目のところですがけれども、図面上で赤い路線のところですがけれども、緑のところから図面でいきますと、青い、今度新しく小学校が建つところまでの間のことだと思います。この間が上御糸南5号線でございます。これにつきましては、自治会からの要望は今のところございません。

通学路の指定につきましては一部でございますけれども、集合場所への移動やこの道路を通っている中学校の生徒が通学に利用している状況でございます。

町民バスにつきましては、大淀ルートの相野ー増田山間のバス路線となっております。本数は東野相野線と同じ5回通過する形となっております。

また、議員から聞き取った安全対策の詳細な内容などをまた教えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問。

辻井成人議員。

○8番（辻井 成人） ありがとうございます。ここからは担当課長の答弁になるとのことですから、少し細かい数字等を入れて質問をさせていただきますが、一般質問の趣旨である大所高所からは外れる感がありますが、ご理解のほどをしていただきたいと思います。

東野相野線の道路幅員は3.5メートルで、分かりますかね。町民バスと家用車が対向するには大変厳しい状況下にあります。最近も路肩を削っていく事象がありまして、付近住民に迷惑をおかけしたことがあったと聞いております。

もちろん町民バスの運転手さんも丁寧で安全な運転に心がけているわけですが、いかんせん狭い町道であるがために、起こるべくして起こった事故だと私は思っております。事象です。今後もこのような事象なり事故等が起きないように改善することが、道路法第18条1項に規定された道路管理者の責務だと考えますから、幸い先ほど課長がちょっと言われていました、前に自治会さんに多分狭あい事業のことだと思われませんが、それも提案したんだと思いますが、もう一度自治会さんとお話をさせていただいて、狭あい道路整備等促進事業といった制度等を活用して協議をされて、利便性に富んだ町道拡幅を促すことを提案します。よろしくお願ひします。

写真の次、この端のところですよ。戻ってください、これです。これで結構です。はい、すみません。

次に、上御糸南5号線についてですが、途中で笹笛川があるということで、これはちょうど笹笛川の橋の前後を撮らせていただきました。この橋は、三重県により平成11年、西暦で言わせていただきますと1999年12月に相野橋が架けられておりますということです。全長34.6メートル、有効幅員5メートルで町道に接続しております。現在が西暦2023年ですから、24年間経過しているわけです。

そこで、お話を聞きたいんですが、この橋のおかげで町道の活用も多くなり、また付近の開発も進み人口が増えております。と同時に、比例して交通量も事故のリスクも増えてきております。この路線は、付近の住民の方々や中学生の通学路、町民バスの運行経路とされておりますが、この頃では抜け道的な要素も含んでおり、通行する車両が多く見られます。

そこで、橋の両サイドの安全性についてお尋ねをしたいと思います。

この写真を見ていただいで分かりますように、下手のほうはちょうど町道です。橋があって、そのところにひっついておるわけですけども、橋が有効5メートルですね。手前は町道は20メートルぐらいで、3メートルぐらいから5メートルを20メートルで取り付けている状況です、これは。

反対側は分かるかな。一番下やな。

これもそうですね。ちょうどガードレールの一番下から、向こうの橋へ向いて20メートルほどで取り付いております。

これを見て分かっていただきますように、写真を見てみると右側にガードレールがついております。左側にはついておりません。これは反対側のところも一緒です。なぜこのような形になれるのか、これが不思議で仕方がない。一番高いところでいいますと1メートル50ほど段差があるんですよ。つまり町道から隣の土地までが1メートル50ほど落差があるということで、車でも1メートル50で落ちたら大変ですよ。ですから、これは何でこうなっているのか、安全柵はしていないのか。

それと、これをアップしていただけますか。

この道路、橋と取り付いておりますが、もうちょっとアップできますか、もうちょっと、もうちょっと、もういいか、そしたらここで止めといてください。

途中で1メートルほどずれております。橋とはひっついておりません。反対側はきれいにひっついておりますが、こっちの路線に関しては、何か知らないけれどもこうなっております。なぜこのような危険な状態を24年間も放置しておいたのか、その点はどうも分からないので、今回安全施策の件と1メートルほどずれたものが何なのか、これは危険ではないのか、どうなんかをお聞きしたいです。よろしくお願いします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁。

建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） まず、安全柵のガードレールですけれども、基準がありまして、道路との落差が2メートル以上の場合に設置するという基準があります。

ただ、もともとこの写真の右側のところは、拡幅前から下に水路がございまして、その防護のために設置されておるといふふうに考えております。それと、反対側のほうに関しましては、河川工事で広げたものではなくてももとの道

路の幅員で、その向こうが河川で広げたということで、こういうふうには左線で走っていくと、ここから車は進行方向に向かって狭いところから広いところに行くという形ですので、このときそこまで河川工事で広げなかったのかなという、くわしいいきさつまでは今調べてもはっきりと出てこないかなということ。ガードレールにつきましては、既存のものであればそのままついたものというふうに理解しておりますので。

ただ、見づらくなっていますけれども、ガードレールがついていないところに道路の反射びょう、プチッとあまり光らなくなっているんですけども、そういう安全対策はさせていただいたんですけども、ただ、今も狭いので両方ともにガードレールをつけると余計狭くなる場所もあるんですけども、できればまずはデリネーターとかそういうのでしながら、なおかつまだ危険性があるようであれば、また今後対策を考えたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問。

辻井成人議員。

○8番（辻井 成人） どうも。違う写真をいただいてよろしいですか。そうですね、こっちが2番目の写真で結構です。

これも一緒ですけども、もうちょっと引いといてください。構いません。

課長、先ほど2メートル以上と言われましたけれども、右側のガードレールの横の畑ですわ。そこまでは1メートルほどです。左側は1.5メートルあります。これは確認してください。

だから、なぜそのような今答弁、2メートル以上の段差というか落差がないとつけられないというような答弁をされたけれども、そうではないですよ。これから見ても分かるようにしております。だから左側のほうがもっと危ないんですから、こっちはまだ、向こうの反対側の道路よりかはきれいに町道が橋に取りついている状態にもかかわらずそういう状態ですから、ここは大変危

険だと私は思います。そういうところは今後も対策を考えると申しますが、早急にそれなりのことをすればどうですか。おたくは今何かキャッツアイみたいなもんをつけたと言いますが、これは僕も通りますけれども、夜はそんなに光りませんよ。だから、もっとデリでも何でもいいですから、つけてもらったほうが安全じゃないかなと、コーンでも結構です。

それで、反対側のところから、2枚目の写真を見せていただけますか。2枚目と違うんか、1枚目で一番上。

これはちょうど道路センターからです。向こうから来ると、ここの道路センターで止まるんですわ、車が。向こうの車と対向するという。優しいですね、明和町の人。本当にありがたいことですわ。こんなことをずっとさせていくべきなのか、それはちょっとおかしいでしょう。

それと、ここまで来れば向こう側は見えますよね。ただここまで来ると、ああいう段地というか、ずれを見るわけですが、ここまで来な分らんということは、それまでは全然分からずに来るわけですから、何か標識とずれがありますよというようなことは、ここへ掲げるべきではないかなと僕は思っています。今後ここはもっと通るようになるんですから、そこは安心安全を考えるのであれば、もっと課長、そこは真剣に考えていただきたいなと、そう思います。どうですか。

○議長（奥山 幸洋） 答弁。

建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） 相野側のガードレールですけれども、標準的な基準は道路との2メートルの差の場合につけるといって、標準基準でございますけれども、反対側のところ、相野側のところは河川拡幅で用地をどうも買われておると、そこから議員さんがおっしゃったように広いところから狭いところへ絞っておくところで、本来基準的にはつけなくてもいいんですけれども、畑仕事をされておる方とか、要は用地買収した方からご要望があればレールをつけることもあろうかと思っておりますので、その辺は基準が2メートルということでござ

いますので、そのときに土地の地権者から要望があった場合はつけることもあるということで、これは町道でもこういったことで、車が畑仕事をしとるところへ飛び込んでくると怖いから何とか対応してくれないかということもありますので、そういった場合もつけることがございます。

それと、早急に安全対策を実施したいと思いますので、なるべく早く取りあえず何かをして、その後検討しながら、またしっかりとしたものを整備したいと考えておりますので、ご指摘ありがとうございます。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問。

辻井成人議員。

○8番（辻井 成人） 先ほども少しお話しさせていただきましたけれども、この道路を通行される町民の方々の本当に優しい思いやりの気持ちで大きな事故等が起こっていないように思われますので、今課長が言われたように安全対策なりなんなりは今後の課題でもありますので、それをわきまえて早急にやっていただくようお願いをしておきますが、これは道路法の中の42項に基づいていけばですよ、どうしても関係機関、関係者と協議の上、安全対策を取るようになっていられると思われますので、早急によろしくお願いいたします。

さて、ここからは通学路について質問させていただきます。

次の写真をお願いします。

中央線より東側が上御糸南5号線、西側が上御糸南4号線で、この前に4号線の前に第2グラウンドがあり、この交差点を横断通行し、中学生が通学しております。また、小学生の子も帰りなんかには帰ってきます。

この交差点、南4号線、5号線の道路センターがこう見ていただきますと2メートルほどずれております。交差点道路としては通行がいい道路ではないです。5号線より中央線に出る交差点手前の停車線横に住宅が建っておりまして、これは下の左側です。ブロック塀が設置されております。そのブロック塀の前に信号機のポールが見て分かりますように立っており、設置されている状況で

す。停止線で止まりますと、登下校の子どもたちが車の横を擦り抜けていきます。車種によっては子どもたちの姿が見えない状態があり、非常に危険な状況です。また、どうですか、今の時期の5時頃とか夕闇が迫ったときでは特に見にくいときがあるんでね。こういうところの危険さというのはもうちょっと感じてほしいんですけども、もちろん中央線が後に拡幅したわけですから、中央線ありきの道路設計である以上否めない部分もありますが、令和8年度には第2グラウンドに3地区統合の明和北小学校が開校します。それまでには4号線、5号線ともに通学路に適した機能を持つ道路に改築されるものと信じておりますが、現時点での通学路としての交差点の安全策をどう構築しているのかお尋ねします。

3点一緒にいきますんで、課長よろしく申し上げます。

次に、4号線と中町役場馬之上線、いわゆる中学校前の道路です。そこを交差して右折すれば馬之上方面、左折したら中学校方面ですね。この交差点も、見ていただきますと向こうの道路と3メートルほどずれております。これは大変通行しづらくて危険なもので、馬之上方面から来ても隅切りが小さいので曲がりにくくて、子どもたちが朝夕に行くとともに危険な状態が見受けられます。これを街頭指導の方々がいたりしてやっているわけですけども、これは毎日じゃないですから、やはり厳しい状態のときにそういうものが事故というものはありますから、そこをどういうふうにこれから安全策を取られていくのかお聞かせください。

また、その下、馬之上方面へ行ってもらおうかな。ここに4号幹線というのがあって、倉庫が右手に建っておりますね。倉庫の方はセットバックしていただいて、かなり安心安全に協力していただいた上での建築だと思います。しかしながら、4号幹線の道路、横を横切る道路はよく走ってくるんですね、この頃。何か分かりませんが、そこにはカーブミラーが2基ついております。このカーブミラーは、あくまでも中学校側から来た方が見られるだけのカーブミラーで、こちらからは関係ないと、それは当然ですね、こっちから見えるわ

けですから。でもここで事故が多いです。最近多発してきております。カーブミラーの脚も、見ていただいたら分かるようにタイヤ痕が大分ついております。大きな音がしたりするらしいですから、これを通学路としてどう安全対策をしていくのか。ここについても両側に家が建っている以上、見にくいですよ。だからそこをお聞かせ願いたいんですが。

以上3点、よろしく申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 答弁。

建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） まず、ご指摘1点目でございますけれども、上御糸南4号線と明和中央線が交差する信号部分の南側角の部分でございますけれども、上御糸南5号線より明和中央線へ進入する信号停止線付近だと思われま

す。民地のブロック塀等もあるので、これは物理的にしようと思うと停止線とか区画線の調整というか工事となりますので、交通管理者である警察と協議し、停止線等区画線の調整で対応していきたいと考えておりますので、関係機関と協議をさせていただきたいと考えております。

それから、ここから明和中学校の前につながる中町役場馬之上線と南4号線との、明和の里の前の交差点、先ほど3メートルずれておると言われたところでございますけれども、これにつきましては、令和5年9月6日に開かれた小学校建設等調査特別委員会について、南4号線道路は広げる計画はあるかと質問をいただきました。回答としては、路肩を広げる計画はあり、道路の外側線はそのままで路肩を広げる部分は広げていきたいと。また、明和中学校までの途中で止まっておる、歩道が切れておるんですけれども、写真の手前ぐらい、ちょっと車が何台か、左手のほうです。車が止まっていますけれども、その部分が明和の里から歩道が切れておりますので、その歩道整備を図っていきたいというご回答をさせていただきました。

それで、隅切りの部分に関しましては、それと併せて、用地の範囲を見ながら隅切りの確保もさせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

たします。

それから、もう1件ありました。通学路に関しましては、ここから馬之上のほう、在所へ向かっての通学路の整備でございますので、その中にある一つの危険箇所という形でございますので、これにつきましても全体的には警察と、あと通学路のほうの安全管理者で学校長、PTAと協議しながら、こういった安全対策がいいのか、有効なのかということを協議して対策を打っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

辻井成人議員。

○8番（辻井 成人） 写真を最初に戻していただけますか、中央線のところへ。もう一つ送ったってください。ここです。

課長、これはちょうど中央線の5号線から4号線へ行くほうのところを見たところですよ。これを見てわかりますように横断歩道がやけに交差点寄りになっている。自転車が通るところを見ると、もう交差点の端になっていますよね。これって私ちょっと言いたいんですけれども、警察に言ったら、あと3メートルほど後ろへバックするようにできませんか。向こうから子どもらが走ってきてそのまま来ます。信号が変わらんうちに何とかせなあかんと思って、一生懸命こいできますわ、自転車も。危険ですよ。直線に見えるからいけないでしょう。多少バックさせたらこんなことはないと思います。待避所で止まったり、そういうことがあると思いますから、そういうことは考えていただいて、今の時代に合ったようにしていただくのがこれからの交通安全じゃないかなと思います。

これはちょっと余分なことなんですけれども、中央線は軽い右カーブです。軽い右カーブでこれを中学校のほうに左へ左折するとき、すごく怖いですよ。一旦膨らんでせないかんで、あそこに向こうの信号機のところに停止線がありますけれども、車が止まるとって車の横をかすめる形で通っていきます。大きな車であつたらちょっと無理ですね、小さい車でも危ないんですから。ここ

ら辺はもう一度交差点の検討課題としてもうちよっとセットバックを、小学校ができるときでもよろしいですけれども、バックさせるなりなんなりして全体にカーブしやすい道路にしたってください。ちょっと怖いです。そんなもんです。あとは本当に関係機関と協議していただいてやっていただくということで、それはそれでよろしくお願いいたしたいと思います。

次、変えていただけますか。

この写真ですけれども、これがちょうど馬之上の入り口のところに設置されている歩道ですが、約30メートルほど、有効幅員が1メートルということでされており、学生はもとより人が通行する姿を残念ながら私は見たことがないので、これを管理する機関としては、安心安全のため通行量調査をして構築したわけですから、もちろん資料は持っていると思われまから。歩道の今の年間通行量を示していただくのと同時に、この先中学校方面まで延伸していく予定はあるんですか、お尋ねします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁。

ちょっとお待ちください。すみません。

暫時休憩いたします。

（午後 2時 58分）

（午後 3時 01分）

○議長（奥山 幸洋） 失礼しました。休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 上御糸小学校児童のうち、坂本、新馬之地区の児童が
登下校時にこの交差点を通過している数は、およそ60人程度というふうに把握し
ております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。
辻井成人議員。

○8番（辻井 成人） 年間、じゃ、どれぐらいなんですか。年間の通行量を示
していただきたいということを言ったわけですけれども、それやったらもうよ
ろしいわ。1日60人ですか。通っていますん、見とったん。分かりました。こ
れを見て分かりますように入り口というか出口といおうか、どこでも一緒です
けれども、こちらは大分広いですけれども、子どもの事故というのは飛び出し
が大体77%以上ということです。ですから、ここを通ったときにあそこで中途
半端に切れていますから、30メートルで。

ああいうふうになっていますよね。あそこからぼっと出たら、これが事故に
なるという可能性がありますよね。

ですから、こういうふうな形で放るのではなくてやっていくのであれば、こ
れが何年当時できたかは、そちらのほうで調べてもうても分かりますやろ。ず
っと延ばしていけば、思いませんが、そういうことを考えてやっていた
だくことをお願いしておきます。とにかく子どもが事故のないようにしてくだ
さい。よろしくお願いします。

そこから今度はGやったかな、Gの写真を行ってもらえますか、これです。

ここから山川線とか南野1号線を経由して県道南藤原竹川線に接続して、上
御糸小学校に通学するルートなんですけれども、道路の外れというですか、竹
川線と交差したところに廃墟となった空き家があります。そこはいかにも今に
も倒れそうなこういう形です。存在しておって、風雨などによって、風とか雨
が本当にありますと、ごみが出て散乱して、これを付近住民の方々がみんな掃
除をしたりして、そういう優しさを持っておられます。しかしながら、そうい
うことにずっと頼っていくわけにはいけないんですから、これをどうされるの

かお聞きしたいんです。

それで質問をさせていただきますが、明和町には空家対策協議会等がありまして、空き家に対して先進的に、また積極的に問題解決に取り組んでいただいております。通学路にある問題は、未来を背負う子どもたちのことですから、通学路に隣接する倒壊しかかった空き家についてどんな対策を講じて、今後通学路の安心安全確保を担保するのか、明和町の考え方、方向性をお伺いします。これについては通学路の安全確保を補完、担保する意味合いから、教育長はどのように考えておられますか、お尋ねします。

○議長（奥山 幸洋） 先に生活環境課長。

答弁。

生活環境課長。

○生活環境課長（丹合 信隆） 辻井議員のご指摘いただきました空き家については、かねてより地元の自治会等からもご相談をいただいております。町としても対応が必要なものというふうに認識をしております。本年2月24日に開催しました明和町空家対策協議会において審議をさせていただいて、特定空家等に認定したところでございます。

特定空家等とは、皆様ご承知のこととは思いますが、管理不全な状態にある空き家等で、そのまま放置すれば生命、身体、財産、生活環境への影響等特に危険性が高く、切迫性があると認められるもので、空家対策協議会にて審議し、認定をすることとなっております。そして、認定後は、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく指導助言、勧告、命令を段階的に実施して、最終的には行政代執行まで視野に入れて対応することとしております。

当該物件への対応の進捗状況ですけれども、本年7月に建物所有者に対して指導書を送付、以降おおむね月1回の頻度で電話連絡を実施しております。所有者と連絡を重ねる中で、所有者から年内には撤去等を行える見込みとの回答を得ており、その際は当課職員も立ち会うこととしております。

しかしながら、回答どおりに年内に撤去等が履行されないことも十分考えら

れますので、その際は改めて所有者に対して催促をすることとし、今年度中に対応されない場合は、その次の段階であります勧告、そして命令へと移りたいというふうに考えています。

このように昨年度から鋭意対応を進めておりますけれども、問題解決には今しばらく時間を要しますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁。

教育長。

○教育長（下村 良次） 辻井議員の質問にお答えをさせていただきたいんですけれども、私も平成24年から平成27年の定年退職まで4年間、校長で上御糸小学校におりましたので、今ご指摘いただいた部分、全ていっぱい回らせてもらったなという思いでおるところでございます。

そんな中で、先ほど生活環境課長が答弁しましたとおり、ご指摘の通学路沿いの空き家問題につきましては、担当課にて法に基づき対応を進めているところでございます。しかしながら、この問題を根本的に解決するには相応のやはり時間を要するものと思われま。

それでは、今実際に上御糸小学校へ通っておる子どもがいるわけですので、子どもたちの通学の安全確保のために今すぐやるべきことはあるんではないかというご質問をいただいたのではないかと受け止めております。

実は、平成26年、ちょうど私が上御糸小学校の校長をしておるときでございますけれども、通学路の安全対策として県道の南藤原竹川線にはグリーンベルトが設置されていると思います。ご承知のとおりグリーンベルトとは、ドライバーに通学路など子どもたちが通行する道路だと分かりやすくするために、緑色のカラー舗装で、歩道がない道路において、ドライバーに対し注意を促すための交通安全対策として設置するものです。

設置当時、私が先ほどから申し上げておるようにちょうど上御糸小学校の校長をしておりましたので、通学路沿いの空き家の問題に頭を悩ませていた1人でありました。そのときも恐らく辻井議員にも相談にも乗っていただいたこと

をいろいろ記憶しております。そんな力添えもありまして、空き家の問題を含め通学路の安全対策について当時の行政と話し合う中でグリーンベルトの設置に至ったわけですが、県道南藤原竹川線のグリーンベルトは、空き家の問題も踏まえ、空き家とは反対側の路側帯に設置されたという経緯がございます。

その設置と併せて空き家側の歩道、先ほどの道路沿いの右側のほうは、空き家の前のところを拡幅させてもらっております。今もその状態が保たれております。あわせて、坂本から来ると左側にグリーンベルトをつけてもらいましたので、併せて用水の問題もありましたので、子どもたちが落下ないように柵も同時につくってもらった記憶がございます。

そんな中で、何といたしますか、こんな経緯があったので設置当初は登下校とも、私どもとしてはグリーンベルトを通ってくるような指示といたしますか、それで安全確保をして登校させようねというふうなことにしておりました。ただこの10年でやっぱり交通状況も変わったのかなとも思いますし、通学路の編成も変化し、学校、保護者のあくまで相談の下で、坂本方面からは学校へは登校時は両側グリーンベルトと、もう一方のほうも通ってくるような形にきておったんではないかなと思っております。

このような形で、その時々安全策を当時校長先生も含めて親御さんといろいろ相談しながら、そんなような形に落ち着いていったのかなとは思っております。

ただ、そこでやっぱり対策なんですけれども、空き家があって、それも危険建物だということであればそこを通らせるということは絶対あかんのかなと思っておりますので、対策としては、1つはグリーンベルトの意味というのいま一度子どもたちにもまた話をしながら、学校のほうとしましては、できる限りグリーンベルトを使っていくような方向がいいのかなというご指導をお願いしたいと思います。

もう一方、空き家のほうにつきましては、直ちに解決していかなあかんのかなと思っておりますので、空き家対策については、先ほどのように担当課のほう

でしっかりやっていきますけれども、集合場所の変更、そしてまた通学路の見直し等、早急に安全対策を講じていただくように、今現在、この通告をいただいた後、しっかりとまた学校のほうにもお伝えをさせてもらいながら進めておるところでございます。

それと、あわせて、対策につきましては、今後新しい学校に向けて、上小の子どもたちの多くはまだ歩いての通学となろうかなと思っていますので、今後の対策、先ほど言われた部分の危険箇所をもう一度確認しながら、本当に安全なのかどうかも含めて、新しい学校の上御糸小学校の登校する子どもたちの安全対策については、しっかり併せてやっていきたいなと思っています。

やはり直ちにお願いしといたのは、空き家のところは通してはいかんよというようなことと、それなら反対側の路線を来てもらうか、それか通学路、集まる場所も変えてもう少し前まで進んで行って、前の幼稚園跡ぐらまで出ていくかというふうな形で安全対策、こちらについては直ちに取って行ってくださいというふうなことをお願いしたところでございます。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

辻井成人議員。

○8番（辻井 成人） 丁寧な答弁ありがとうございます。

空き家のほうについては、今後そのような形でやっていくということを聞かせていただいたので、できたら勧告、命令などにもいかずにすんなりいくように説得をしていただければありがたいなと思っています。

先ほど教育長のほうからグリーンベルトのお話が出ましたので、グリーンベルト、確かに帰路について引かれているわけですね、帰り道だけ。でも帰り道だけなんですけれども、坂本の中へ入ると、僕らのところはこう見て右側にあるんですけれども、坂本の中へ行くと左側にあるところもあります、これが帰路何とかというて話したことがあるんですけれども、どちらがどうとは言いませんけれども、やはりそういうふうな安全対策を講じていただいたということはありがたいことですので、またそれを利活用できるようにいろいろやって

いただいて、またちょっと薄くなってきているので、そこら辺ももう一度確認していただきたいと思います。

今日は11日ですね。街頭指導があった日です。朝からまたここへも立っていただいて、子どもさんらを全部指導していただいてやっているわけですから、その方々もすごくこれを見るたびに苦慮している状態がございます。ですから、これはやっぱり生活環境課長さんも含めて、町を挙げて何とかこれを早く解決する方法を見つけていただくことをお願いします。

ずっとお話ししてきましたけれども、このように路線名は多々ありましたけれども、通行する町道、通学路は、子どもたちや町民にとっては一本道です。一本道でありながら多くの問題点を抱えております。これを以前にあったヒヤリハットに当てはめ、子どもの目線、大人の目線、車両等の目線で考えれば、もっと違う問題点が浮かび上がってくると思われれます。また、通学路に隣接する空き家に限らず、他の建設物、安全施設等にも目を向ければさらに増えるでしょう。

最後の写真、Hの写真を見せていただけますか。

これはカーブミラーですけれども、下の写真をちょっとアップできればありがたいですけれども、ちょっと見にくいです。

下は腐って穴が空いて、向こうが見えるような形の状態です。にもかかわらず私が知る限りですよ、私は5年前に区長をしていましたから、これはお話をさせていただいたことがあります。いまだ解決には至っておりません。これが倒れた場合には、どこがどう責任を持ってどうするのであろうか。登下校の事故については保護者の責任という決めみたいなことがありますよね。これは町としてはいただけないな、町の施設として私はこれはいけないなと思っておりますので、一度そこら辺もまた全庁的に見ていただくことが大事なんではないかなと思っております。

これというのは、法30条3項に規定する町道の構造の技術的基準です。それで、2条の10項目について掲げられております9番目に、そういう安全策とか

安全施設とかという問題がありますから、これをよく読み解いていただいて反映していただくことをお願いします。

どうですか、こういうふうにならば、1地区の1ルートでも問題点がこれほど出てきたわけです。これが明和町全体であれば、もっと複雑で大きな問題点を持つ箇所が数々あると思われれます。明和町には、交通安全条例があり、第5条には交通安全教育の推進があり、安全意識を高揚させ、交通事故防止を図るため、地域の実情に応じた参加、体験、実践型の交通安全教育活動を推進するとありますが、年何回ほど開催しており、成果はどうですか。答弁をお願いします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁。

総務防災課長。

○総務防災課長（朝倉 正浩） 交通安全条例につきましては、明和町は先ほど議員からもありましたように、第5条で、町長が町民の交通安全意識を高揚させるために様々な施策を取るということになっております。この代表例としまして、先ほど議員からもありましたように、1のつく日には、三役をはじめ総務防災課とかで啓発活動をする中で、交通安全協会の委員の皆さんが各地区で立っていただいております、併せてそういう活動をしております。

それで、もう一つ、主な啓発活動としましては、交通安全教室というところも随分昔から実施しております、最近では、とまと一ずという名前で、松阪多気地区の交通安全対策会議の委員の皆様等で、いわゆる交通安全教室です。先ほどありました例えば飛び出さないとか、一旦停止では止まるとか、基本的なことから対象の方に合わせた教室を行っております。令和4年度では22回、1,383人の町民の方に受講いただきまして、今年も15回、昨日までで1,163人の方に受講いただいております。

このとまと一ずの教室は、現在は幼小中とかが、中学校までが対象とかが多いんですが、別に幼小中にかかわらず、一般の方でも高齢の方でも全然対応させていただきますので、また引き続きこういう取組もしっかり進めていきたい

というふうに考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

辻井成人議員。

○8番（辻井 成人） ありがとうございます。そのようにぜひ進んでやっていただくことをお願い申し上げておきます。

また、交通安全条例の中に、第4条に良好な道路環境の確保というものがあります。町長は、安全施設を整備し、道路交通環境の確保に努めるとともに、関係機関等に改めて必要な要請を行うとありますが、改めて町長に問いますが、安心安全な暮らしやすいまちづくりの道路状況について、今後の課題、展望、今の気持ちをお聞かせください。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） 危険箇所につきましては、ご指摘いただいて、自治会とか個人さんからもあろうかと思えますけれども、早急に対応できるものについては対応させていただきたいと思えますし、改良の関係は、やはり町単ではなかなか工事が今できない状態もありますので、補助金がつくようなものであれば自治会さんの要望で、社会資本整備事業とか、使えるものについてはそういうものを活用してやっていきたいなというふうに思っております。

安全安心はやっぱり大事なことでありますので、ただ予算を伴いますので補助に乗れるかどうかとか、そういったことをいろいろ考えながら、整備できるところからやっていければなど、危険度の高いところがやっていければなどというふうに思っております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

辻井成人議員。

○8番（辻井 成人） 長時間ありがとうございました。何事にもおいても、見守り隊とか優しい気持ちを持って、お子さんとか、また交通弱者的な方を見守ることが私は大事だと思っておりますもので、町長の言われる安心安全で暮らしやすいまちづくりという標語の中に、やっぱり安心安全で優しい、暮らしや

すいまちづくりを目指していただくことを提言して、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（奥山 幸洋） 以上で、辻井成人議員の一般質問を終わります。

◎延会の宣告

○議長（奥山 幸洋） お諮りします。

本日の会議はここまでとし、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 異議なしと認めます。

したがって、本日はここまでとし、延会することに決定しました。

明日は、北岡泰議員、山本章議員の9時からの一般質問でお願いしたいと思います。

本日は、これにて延会します。

これをもちまして、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これにて散会します。

ご協力、誠にありがとうございました。

（午後 3時 24分）
